

第5章 計画の具体的な展開

- 重点分野1 生きがいづくり
- 重点分野2 介護予防・生活支援
- 重点分野3 持続可能な介護サービスの提供
- 重点分野4 在宅医療の充実と医療・介護連携の推進
- 重点分野5 認知症高齢者等に対する支援の充実
- 重点分野6 高齢者の権利擁護
- 重点分野7 ケアラーへの支援
- 重点分野8 高齢者に安全・安心な地域づくり
- 重点分野9 介護人材の確保・定着
- 重点分野10 地域包括ケアシステムの深化

重点分野1 生きがいづくり

高齢者の介護予防や健康寿命の延伸につなげ、また、地域の活力が維持できるよう、高齢者自らの希望に応じた仕事やボランティア、学び、趣味活動などの社会参加を推進します。

取り巻く状況

- 本県では、生産年齢人口が減少するとともに、全国平均よりも早く高齢化が進んでおり、本県の65歳以上の人口は、2025（令和7）年には、44万人でピークに達し、県民の3人に1人が高齢者になると見込まれています。
- 「人生100年時代」が到来すると言われる中、これまでの高齢期の「余生」という位置付けは、「第二の人生の到来」又は「現役期間の延長」へと大きく変化しています。
- 高齢者雇用安定法が改正された影響もあり、本県の60歳以上の就業率は年々上昇しています。

	60～64歳	65～69歳	70～74歳
本県の年齢別就業率	68.4%	47.7%	31.6%

（令和2年国勢調査）

- 国の調査では、スポーツやボランティア、趣味関係のグループ等への社会参加の割合が高いほど、転倒や認知症のリスクが低い傾向がみられます。

（1）社会活動への参加促進

目指す姿

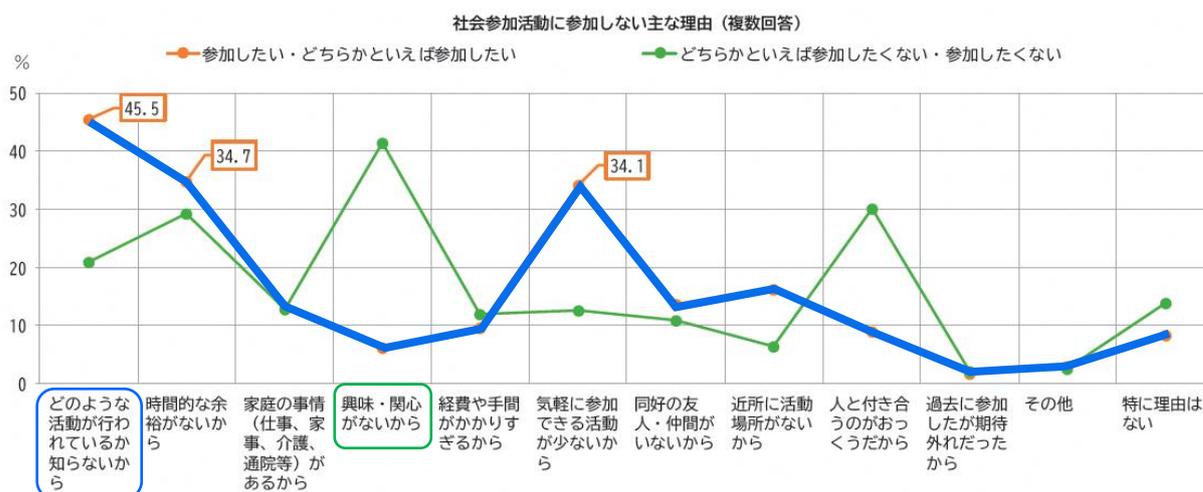
- 社会参加を通じて「生きがい」「つながり」「役割」を得ることにより、健康で意欲を持ち続けながら生活することができる。

本計画における目標	基準値	目標値
社会参加などについて幅広く相談できるワンストップ窓口を通じて社会参加につなげた件数	194件 (R4)	600件 (R8)
老人クラブ加入率全国順位	13位 (R3)	10位 (R8)
長崎県ねんりんピック・全国健康福祉祭の参加者数	2,903人 (R4)	4,200人 (R8)

① 高齢者の社会参加支援

現状と課題

- 社会参加には、就労やボランティア活動、自己啓発活動（趣味や学習）、スポーツ活動、友人等との交流など、様々な形があります。
- その中から、高齢者が自ら望む社会参加を行うことで、生きがいにつながり、生活の質が向上することで、介護予防や認知症予防にもつながります。
- 定年延長などもあり、60歳代は就労されている方が多いなど、年代によっても希望する社会参加の形態が異なることから、多様な高齢者のライフスタイルやニーズに応じた社会参加の機会の提供が必要です。
- 全国より早く人口減少や高齢化が進む本県では、高齢者が地域社会を支え合う一員として、社会の中で役割を担っていくことが、以前にも増して期待されています。
- 高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍することは、本人の生きがいとなるだけでなく、地域社会が抱える課題の解決や活力ある社会の形成にもつながります。
- 社会参加活動に参加しない理由を尋ねた調査では、参加意欲のある方では「どのような活動が行われているか知らないから」が、参加意欲のない方では「興味・関心がないから」が、最も多く挙げられています。



< 出典：令和5年版 厚生労働白書 >

今後の取組

- 高齢者の社会参加に関するワンストップ窓口として設置した「ながさき生涯現役応援センター」において、個別相談など相談者の希望に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、各地域で意識啓発セミナーを開催します。また、市町や市町社会福祉協議会等と連携し、活動に関する情報提供や活動先とのマッチング支援を行うなど、実際の活動に結び付けます。
- 「スマホ講座」など、高齢者の興味・関心がある内容をテーマとしたセミナーを開催し、地域や社会とつながっていない高齢者の社会参加を促進します。
- 社会参加の裾野を広げていくためには、身近な市町においても、高齢者が気軽に相談できる場を設けることが有効であるため、各市町に対し、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター※」等の配置や相談窓口の設置などの体制整備を働きかけます。
- 県民ボランティア活動支援センターにおいて、ボランティアの募集や活動事例紹介等の情報提供を行うとともに、ボランティア団体等の組織基盤強化を図るための研修・講座等を実施します。
- 日常生活支援や介護予防に資する活動など、地域で優れた活動を実践している高齢者団体等の表彰を行うことにより、さらなる活動の活性化を促すとともに、その活動内容をPRすることにより、他地域での活動の実践を促し、新たな活動の創設や活動団体の担い手不足の解消につなげます。

※ 就労的活動支援コーディネーター：役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業等と就労的活動を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする者。

<コラム>ながさき生涯現役応援センター【社会参加応援宣言！】

ながさき生涯現役応援センターにお気軽にご相談下さい！！

<社会参加に関するワンストップ相談窓口>

- 支援員がご希望やライフスタイルなどを丁寧にお伺いし、社会参加について一緒に考え、情報提供などを行います。

<社会参加に関するセミナー開催>

- 社会参加を応援するセミナーを県内各地で開催しています。活動情報も併せて提供しています。



利用者の声

【センターを利用したきっかけ】

- 定年退職後に何か新しいことを始めたいと思っていました。会社員時代には体験できなかったボランティアなど、社会に貢献できる活動に参加したいと思い探していたところ、「ながさき生涯現役応援センター」のポスターを目にし、相談にのってくれるかなと思い、電話をかけてみました。

【センターを利用した感想】

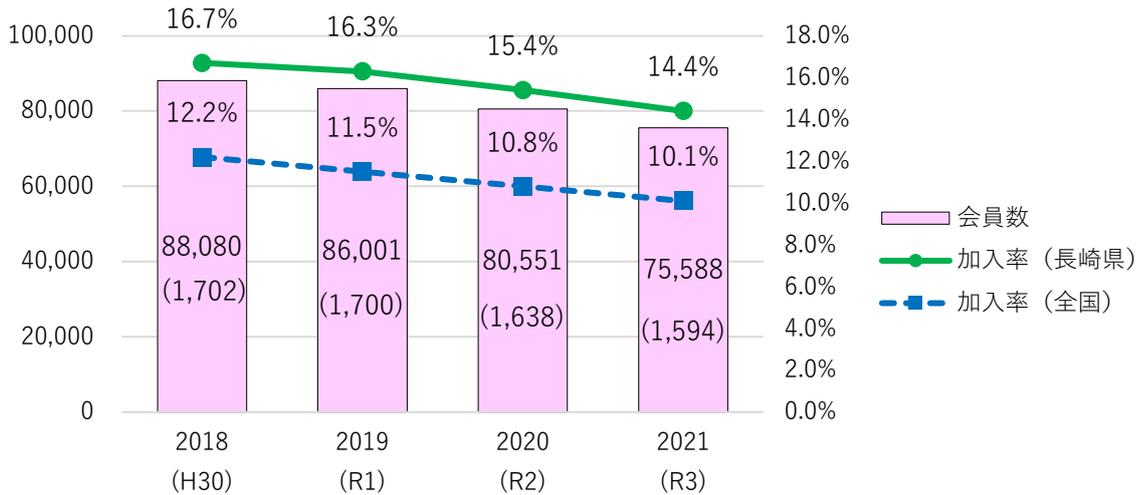
- 私の希望を丁寧に聞いていただき、希望に沿った幅広い情報をいただけただけなのが良かったです。そのおかげで、自分のやりたいことが見付き、現在の活動に繋がっています。

② 老人クラブ活動の促進

現状と課題

- 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織であるとともに、全国規模のネットワークをもつ組織であり、スポーツや文化活動をはじめ、一人暮らしの高齢者等への見守り・生活支援、交通安全や環境美化活動など、幅広い活動が行われています。
- その活動は、高齢者の健康を維持し、人生を豊かにし、さらには地域の支え合いの輪を広げていくものであることから、人生100年時代、生涯現役社会の実現に直接つながる重要な取組であると考えられます。
- 一方で、高齢者の就業者数の増加、活動の多様化及び地域のつながりの希薄化などを反映し、老人クラブ数、会員数ともに減少傾向が続いています。

老人クラブ会員数と加入率



出典：厚生労働省福祉行政報告例に基づき算出。適正クラブ及びその他のクラブの合計数。

注：（ ）書きは老人クラブ数。

老人クラブの加入率・全国順位

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
加入率（長崎県）	16.7%	16.3%	15.4%	14.4%
加入率（全国）	12.2%	11.5%	10.8%	10.1%
全国順位	15	13	13	13

今後の取組

- 老人クラブで行われる高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を支援します。
- 将来にわたって活動を継続していくためには、一定規模の老人クラブ数・会員数の維持が必要です。県・市町老人クラブ連合会等とともに、時代の変化に対応した活動の活性化や、様々な高齢者ニーズに応えられる組織づくり等のための具体的方策を検討し、老人クラブの会員数維持に向けた取組を支援します。

③ 長崎県ねんりんピックの充実

現状と課題

- 高齢者のスポーツと文化活動を通じて、健康の保持・増進と生きがいの高揚を図るとともに、高齢者相互及び地域間の交流を促進することを目的に「長崎県ねんりんピック」を開催していますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影

響により、2020、2021（令和2、3）年度は大会を中止にしたこと、及び重症化リスクが高い高齢者の活動自粛の影響等もあり、2022、2023（令和4、5）年度の参加者は、コロナ前と比較し減少しています。

- 高齢になってからでも始められる軽スポーツ（ペタンク※、グラウンド・ゴルフ及びゲートボールなど）について、その競技人口に占める割合が高い老人クラブの会員数が、年々減少しています。
- レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを目的としたニュースポーツなど、（競技）種目が多様化しています。
- 少子高齢化や地域社会の人間関係の希薄化が進む中、孤立・孤独を防止するためにも、スポーツや文化活動を通じた、「人と人とのつながり」や「地域の絆」が大切です。

今後の取組

- 長崎県ねんりんピックを開催するとともに、全国大会である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への長崎県選手団の派遣を支援します。
- 競技種目も多様化しており、より多くの高齢者に参加してもらうため、全国健康福祉祭の採用種目などを中心に、県ねんりんピックの種目への採用を検討します。
- シニア競技の競技人口等の拡大を図るため、市町や県・市町老連等と連携し、高齢者がスポーツや文化活動を始めるきっかけづくりに取り組みます。

④ ながさき県民大学の充実

現状と課題

- 「ながさき県民大学」では、生涯学習の場として講座や体験活動の情報を提供しています。高齢者世代が増加していく中、各々が健康で生きがいのある人生を送るため、生涯を通じて個々のニーズに応じた学習等を行い、積極的に地域社会との関わりを持っていくことは大変重要となっています。

今後の取組

- 「ながさきまなびネット」により、講座情報をはじめとする生涯学習関連情報を発信することで、県民に学習機会を効果的に提供します。

※ ペタンク：コート上に描いたサークルを基点として木製の目標球に金属製のボールを投げ合って、相手より近づけることで得点を競うスポーツ。

- 市町、高等教育機関や民間教育事業者等とより一層の連携を図り、高齢者の個々のニーズに応じた講座の発掘及び広報に努めます。
- 県立学校や図書館等、様々な場所で講座を実施し、高齢者が足を運ぶことで、教育活動への理解や参画に繋がります。

(2) 高齢者の就業機会の拡充

目指す姿

- 働く意欲のある高齢者が、個々の能力・事情に応じた様々な働き方を選択できる。

本計画における目標	基準値	目標値
長崎県人材活躍支援センター新規登録者の就職率	—	40% (R6)

① 長崎県人材活躍支援センターにおける就業支援

現状と課題

- 企業は65歳までの安定した雇用を確保する義務があるほか、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、70歳までの定年の引上げや継続雇用制度なども努力義務として設けられています。
- 本県における高齢者人口の割合（2021（令和3）年人口推計）は33.6%と全国平均28.9%よりも早く高齢化が進む一方、高齢者の就業率（2020（令和2）年国勢調査）は25.0%と全国より1.5ポイント下回っています。

今後の取組

- 「ながさき高年齢者雇用推進フォーラム」を開催し、高齢者雇用の意識啓発を図ります。
- 長崎県人材活躍支援センターにおいて、求職者のニーズに応じ、個別カウンセリングや、適職診断、求職者向け各種セミナーなどの就業支援を実施し、年齢にかかわらず働くことができる社会の実現を目指して取り組みます。

② シルバー人材センター支援

現状と課題

- 高齢就業者は、自分の都合のよい時間に働きたい、家計の補助・学費等を得たいなどの理由から、非正規雇用形態の割合が高くなっています。
- ライフスタイルやニーズの多様化があり、それに応じた就業や社会参加の機会拡大が求められています。

今後の取組

- シルバー人材センターが職場の開拓などによる仕事量の確保や会員数を確保し、短期で臨時的な仕事を提供していくための支援を行います。

③ 農業・漁業分野の労働力の調整・確保

現状と課題

- 農業分野において、担い手の高齢化や減少が進んでいる中、高齢者等多様な人材が農業生産に関わり活躍することが期待されています。
- 漁業分野において、漁業就業者の減少に歯止めがかからず、高齢化が進行しているため、漁村地域の活力が低下しています。

今後の取組

- 農業分野の労働力の調整・確保
 - ・ 高齢者を含めた労働者が働きやすい就労環境の整備や作業の細分化などを進めることで、労働者の就労環境の改善と就労機会の創出を図ります。
- 漁業分野の労働力の調整・確保
 - ・ 漁業の魅力や情報の発信、漁業への就業相談や移住相談により高齢者を含む幅広い年代の漁業就業希望者の呼び込み、漁業就業前後の技術習得研修や経営開始後の定着促進と離職防止により、漁業就業者の確保・育成を図ります。

重点分野 2 介護予防・生活支援

高齢になってもできるだけ自ら望む生活を自立的に送ることができるよう、要介護状態や状態の悪化を防ぐ「介護予防」の取組を推進します。また、地域住民等と連携・協働し、ニーズに応じた生活支援サービス等が提供されるよう取り組みます。

取り巻く状況

- 本県の健康寿命は、2019(令和元)年時点において男性 72.29 年(34 位)、女性 75.42 年(29 位)であり、全国と比較すると女性は全国平均を若干上回りましたが、男性は全国平均を下回っています。
- 県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む環境整備が重要であり、県は「長崎健康革命」を旗印として、若い世代からの生活習慣の改善を呼びかけています。
- 本県は、軽度といわれる要支援 1、2 及び要介護 1 の介護保険認定率が高い状況であり、健康づくり・介護予防の取組による自立・重度化防止の効果が期待できます。
- 2019(令和元)年5月に国が策定した「健康寿命延伸プラン」では、市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進など、取組の柱の一つとして介護予防・フレイル[※]対策を位置づけており、本県では、2024(令和6)年度までに全市町において実施が予定されています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による長期の自粛生活が、高齢者に身体的、精神的な影響を与えており、要介護状態に繋がる前段階である「フレイル」が憂慮されています。
- 地域の住民同士が気軽に集い、高齢者の健康維持・介護予防に効果的な住民主体の通いの場は県内 1,500 か所(2021(令和3)年度)あり、地域の介護予防の取組の拠点となっています。
- また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション専門職や管理栄養士・歯科衛生士等が通いの場に関与しています。
- 担い手の確保が困難になる中、高齢者自身の健康づくり・介護予防の取組に加え、地域の多様な主体が参画し、介護保険だけに頼らない生活支援の仕組みづくりを進めることが重要です。

※ フレイル：要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。

(1) 健康づくりの推進

目指す姿

- 自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組み、いつまでも健康でこころ豊かに活躍できる。

本計画における目標	基準値	目標値
自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合	60.1% (R4)	73% (R7)
特定健康診査受診率	48.8% (R3)	70% (R8)

① 健康ながさき21の推進

現状と課題

- 「自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合」は、2022（令和4）年度は60.1%となっており、世代別では、60代以上は60%台、その他の世代は50%台に留まっている状況です。
- 本県の生活習慣の特徴として、健康ながさき21（第2次）の目標値と比較すると、野菜摂取量が不足し、食塩摂取量が多いことや、1日当たりの歩数が少なく、喫煙率（男性）が高いことなどが挙げられます。また、生活習慣病の早期発見のための特定健診受診率も低い状況にあります。

本県の生活習慣に関する主な指標

項目	性別	本県の状況		健康ながさき21 (第2次) 目標
			全国順位	
野菜摂取量	男性	269g/日	42	350 g
	女性	248g/日	39	
食塩摂取量	男性	10.5g/日	11	8 g
	女性	8.7g/日	6	
歩数	男性	7,061 歩/日	34	8,695 歩(20~64 歳)
	女性	6,929 歩/日	14	7,690 歩(20~64 歳)
喫煙率	男性	35.3%	43 (男性)	12%
特定健診受診率	—	48.8%/年	46	70%

出典：平成28年国民健康・栄養調査報告（厚生労働省資料）

令和3年特定健診・特定保健指導の実施状況

※全国順位については、数字が小さいほど、良好な状況を指します。

- 循環器系疾患（特に、高血圧症疾患）や糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD）の外来患者数が多く、入院についても、循環器疾患や悪性新生物（がん）の入院患者数が多い状況です。また、骨折による人口10万人対入院患者数は、全国で一番多い状況です。

人口10万人対患者数の全国順位（患者数が多い順に並べたもの）

	入院	外来
心疾患、脳血管疾患などの循環器系疾患	6位	3位
高血圧性疾患	5位	2位
悪性新生物（気管支及び肺）	6位	10位
慢性閉塞性肺疾患（COPD）	25位	2位
糖尿病	10位	4位
骨折	1位	23位

出典：令和2年患者調査（厚生労働省資料）

注）年齢調整は行っていない患者数

今後の取組

- 県民一人ひとりの栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、飲酒等の生活習慣改善への取組支援及び個人を取り巻く社会環境の質の向上に取り組めます。

図 健康ながさき21（第3次）の方向性



- 「長崎健康革命」をキャッチフレーズに、「運動」「食事」「禁煙」「健診」を4つの柱として、本県の健康課題の解決のため、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備を進めます。
- 健康に関心が薄い者など多くの県民が生活習慣改善に取り組むことができるよう気軽に楽しくウォーキング等による健康づくりや、日々の生活習慣を記録できるアプリの活用促進を図ります。
- 病気の早期発見、早期治療のため、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上と生活習慣病の発症や重症化予防を図ります。

(2) 自立支援・介護予防の推進

目指す姿

- 高齢者が地域の多様なサービス※を利用して、介護予防に取り組むことができる。

本計画における目標	基準値	目標値
第1号被保険者の軽度の要介護認定率 (要支援1・2、要介護1・2)	13.2% (R4)	12.5% (R8)
住民主体の通いの場の参加率	6.29% (R3)	8% (R8)
住民主体の通いの場に、リハビリテーション専門職が派遣された回数	486回 (R3)	730回 (R8)

① 介護予防の推進

現状と課題

- 介護保険の軽度認定者の約半数は、高齢による虚弱、骨折・転倒、関節疾患などによって、生活の中で「動かない」状態が多くなることで徐々に身体が弱っていくことが原因となっています。
- いったんフレイル・要支援・要介護の状態となっても、適切な介入等によって状

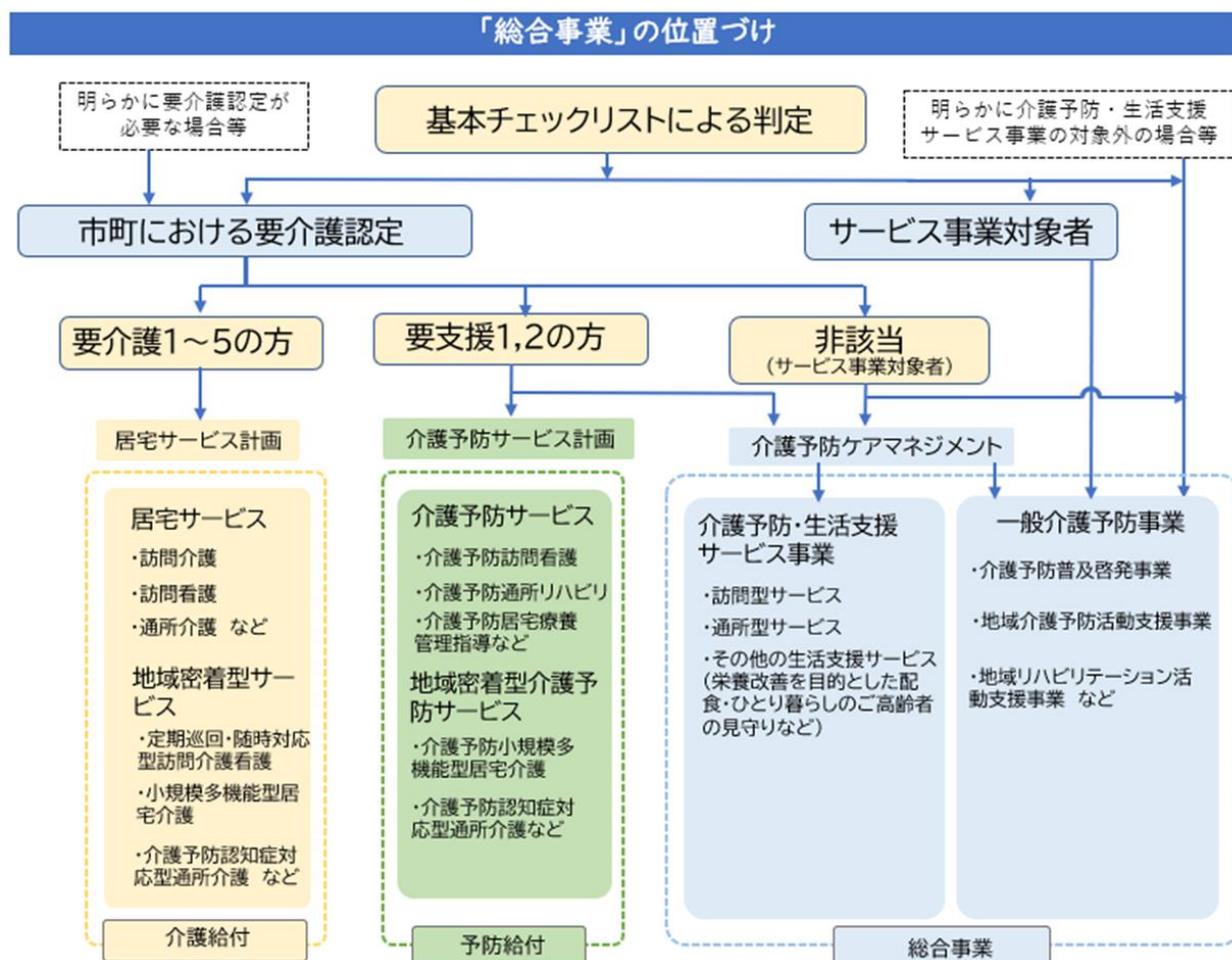
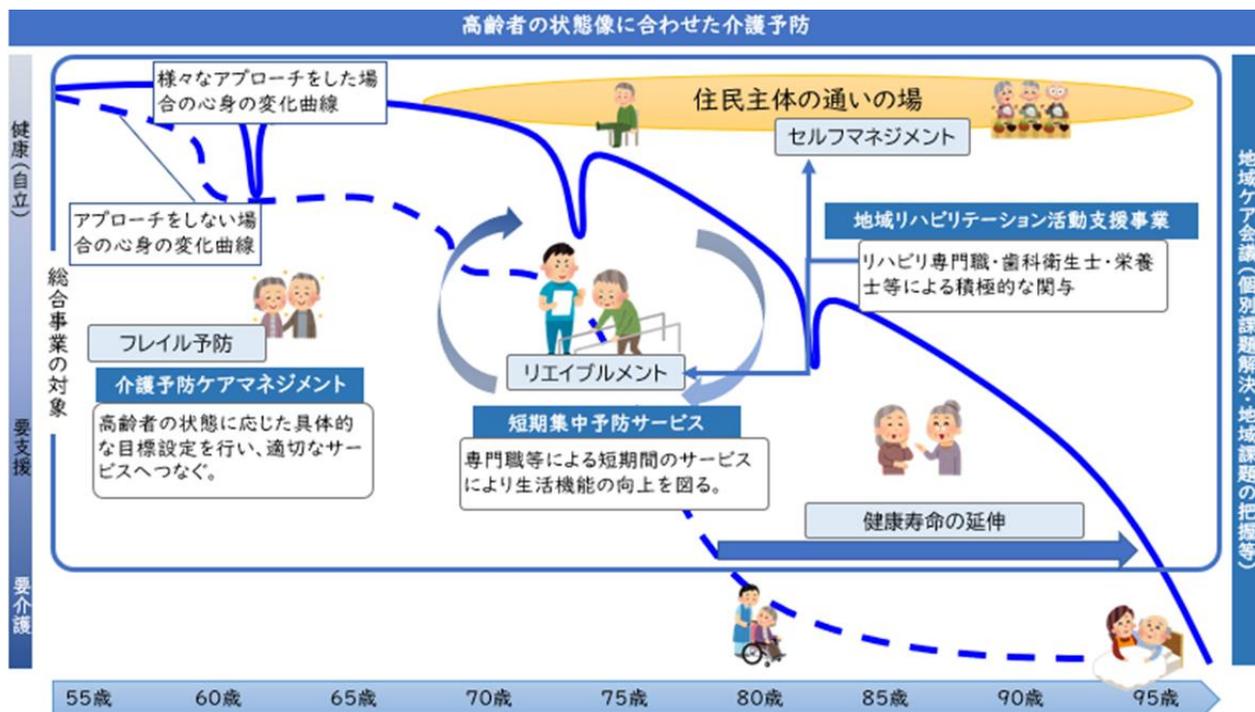
※ 多様なサービス：地域の多様な主体（住民、NPO、民間企業等）による高齢者の状態に応じた生活機能を改善するための介護予防サービス、住民同士のつながりを重視した介護予防活動、家事などの生活支援サービスなど。

態が改善する可能性があります。特に、「フレイル」は介入による改善の効果が
高く、要支援・要介護状態への移行予防につながります。

- 県は、市町・地域包括支援センター職員を対象とした人材養成講座や現地支援を
行っており、総合事業※¹の充実や他の地域支援事業と連動した効果的な介護予
防・重度化防止対策の取組への理解は深まっています。
- しかしながら、総合事業における多様なサービスの創設は伸び悩み、自立支援型
サービスの実施に際して「対象者の選定」や「サービス終了後の移行」等に課題
があり、利用者は低迷しています。特に、生活機能の改善効果が高いといわれる
短期集中予防サービス※²の実施市町数は、県内の約半数にとどまっています。今
後、サービスの創設や実施に際しての、適切なサービス提供など充実を図ってい
くことが重要です。
- 住民主体の通いの場は、高齢者の可能な限り健康な状態の維持（セルフマネジメ
ント）を図る「介護予防」に高い効果があり、地域の互助を生み出すという意味
で「多様な生活支援」でもあります。しかし、近年、新型コロナウイルス感染症
の影響や担い手・後継者不足により、通いの場の数は減少傾向にあります。
- また、通いの場を地域の介護予防の拠点として広く周知し、内容の充実を図って
いく必要があります。しかし、体操や趣味活動などの多岐にわたる通いの場の実
態の把握、活動内容の固定化・専門職等の効果的な関与等にも課題を感じている
市町が多い状況です。
- 介護予防を推進するためには、高齢者の状況を踏まえ、運動、栄養、口腔、社会
面の機能を向上させ、高齢者の自立支援、健康の維持向上が図られるよう専門職
の関与等を行っていくとともに、高齢者自身がフレイルの要因等を理解し心身の
状況を把握することが重要です。

※¹ 総合事業：介護予防・日常生活支援総合事業。市町が実施主体となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、高齢者の多様なニーズに対応するサービス。

※² 短期集中予防サービス：市町村が行う介護保険サービスの一つ。掃除や洗濯、買い物など身の回りのことが出来にくくなっている人を対象に、3ヶ月から6ヶ月の短期間で、出来るようになりたいことが出来るようになることを目指すサービス。



厚生労働省ホームページから改変

今後の取組

- 高齢者本人の「したい」「できるようになりたい」という自立へ向けた気持ちを醸成し、可能な限り「できるようにするための支援」を行うため、生活行為を目標に設定するような自立支援に資するケアマネジメントを推進します。
- 介護支援専門員^{※1}の自立支援に資するケアマネジメントの資質向上へ向けた研修会等の開催や対象者を適切なサービスにつなぐための体制構築の検討を行い、自立支援型サービス(短期集中予防サービス)を推進します。
- ICTの活用により、高齢者の状態像に合わせた具体的な生活行為^{※2}の目標設定を行い、適切な自立支援型のサービスへつなぐことで、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 地域において、人と人がつながり、遊びや学びの場となり、生きがいや楽しみをもって通うことができる住民主体の通いの場の実態把握含め、創設や充実を図るための取組を支援します。
- 市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の充実を図り、高齢者の虚弱状態を早期に把握し、回復させ、予防する取組を推進します。
- 民間企業、大学、ボランティア団体等の多様な主体と連携し、高齢者の自立支援・介護予防を推進する市町の取組を支援します。
- 高齢者がフレイル状態になることを予防するため、低栄養への取組と合わせて、心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱状態（オーラルフレイル対策）や聴力低下によるコミュニケーション減少が社会面の機能低下の要因になりうることなど、幅広く専門職と連携した啓発を行うことで、高齢者自らの自立支援・介護予防の意識を醸成します。

※1 介護支援専門員：ケアマネジャーともいう。要介護（支援）認定者や家族等から相談を受け、その心身の状況に応じ、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町、介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者。

※2 生活行為：食事やトイレ、買物や家事、仕事など、人が生きていくうえで営まれる生活全般の行為。

<コラム> 通いの場でいつまでも元気に！

●通いの場とは

地域の住民同士が気軽に集い、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場です。県内では約 1,500 箇所あり、介護予防の拠点となる場所でもあります。

【問い合わせ先：お住まいの地域包括支援センター】

 検索 長崎県 地域包括支援センター



【事例紹介】通いの場ってどんなことをしているの？

●体操（運動）や認知症予防

リハビリ専門の先生の協力で、百歳体操、お口の体操などで介護予防や脳トレで認知症予防！また、認知症の発症や進行があっても通い続けられる地域のつながりがあります！

●会食や茶話会

みんなでお話をしながら楽しく交流！栄養について学べる場もあります。

●趣味活動やボランティア活動

健康麻雀や俳句などの趣味活動のほか、子どもの見守り活動などで高齢者自身が役割をもった活動もあります。

② 地域リハビリテーションの推進

現状と課題

- 地域リハビリテーションとは、障害のある成人や高齢者が、住み慣れたところで、自分らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言います。
- 県リハビリテーション支援センター（1か所）及び老人福祉圏域（8圏域）に地域リハビリテーション広域支援センター（9か所）を指定し、関係者（機関）の資質向上や連携体制整備に関する取組を推進しており、医療機関等のリハビリテーション専門職が通いの場などにおいて高齢者のフレイル予防を中心に地域で活動する機会が増えています。
- 高齢者リハビリテーションについては、どの地域においても適時適切に提供されることが重要であり、市町や地域包括支援センター等と連携しながら地域に密着した支援体制が必要ですが、リハビリテーション専門職の地域偏在が大きく、特定の活動や職種に限定されている地域もあります。

- さらに、介護施設などにおける技術支援や地域住民の住宅改修、福祉用具に関する相談対応などリハビリテーション専門職の視点が求められる活動の場が広がっており、地域リハビリテーションの視点を持った人材の育成が必要です。

今後の取組

- 施設入所者を含む住民が、日常生活圏域等の身近な地域において適時適切にリハビリテーション専門職の支援を受けることができるよう、地域の実情に応じたネットワークづくり（地域密着型リハビリテーション支援体制の構築）を推進します。
- 長崎県地域包括ケアシステム推進協議会地域リハビリテーション推進部会において、関係団体・関係機関との円滑な連携のための指針策定に向けた検討を行います。
- 「地域包括ケアに資する地域リハビリテーション専門職認定研修会」において、市町や地域包括支援センターの事業や会議における効果的な助言など、地域で活動できる人材の育成に努めます。
- 病院や施設に勤務するリハビリテーション専門職及び管理者等に対し、地域リハビリテーションや市町事業（介護予防、地域ケア会議等）への理解促進を図ることにより、リハビリテーション専門職の参画拡大を促進します。
- 県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターが開催する研修会において、リハビリテーション専門職をはじめ歯科衛生士、管理栄養士等の関係職種に対し地域リハビリテーションの普及啓発を行い、介護予防や地域ケア会議等地域支援事業への多職種の参画を促進します。

（3）地域助け合いの促進

目指す姿

- 地域住民が主体となった助け合い活動を創出することで、生活支援を受けることができる。

本計画における目標	基準値	目標値
生活支援コーディネーター・協議体の活動により、住民主体の新たな助け合い活動を創出した市町数	0 市町 (R5)	21 市町 (R8)

① 生活支援サービス体制の整備

現状と課題

- 少子高齢化や過疎化により、商店や交通機関などの生活インフラが弱体化しているなか、買い物支援や移動支援をはじめとする地域における高齢者支援の担い手が不足しています。
- 「困ったときはお互いさま」と住民同士が助け合って暮らし続けることができる地域づくりが求められており、市町においては、地域の課題を住民が主体となって解決するための仕組みづくりを強化する必要があります。
- 県内においても、住民による助け合いの仕組みづくりに関する勉強会や、有償ボランティア団体の設立が行われる等、生活支援サービスの創出に向けた取組が始まっていますが、サービス創出のノウハウ不足や、ニーズと担い手のマッチング等に苦慮している市町もあります。

今後の取組

- 市町職員や生活支援コーディネーター等の関係者を対象とした情報交換会等の実施や、生活支援の仕組みづくりに知見を有するアドバイザーの派遣などにより、住民主体の助け合い活動を推進します。
- 生活支援コーディネーターと地域の連携が進んでいる事例や、助け合い活動の好事例を発信し、生活支援体制の整備・発展を促進します。
- 複雑化する地域ニーズに対して、世代や分野を超えて対応するため、庁内関係部局とも連携を図り、地域共生の視点を意識した生活支援体制を構築します。

重点分野3 持続可能な介護サービスの提供

介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じたバランスのとれた介護サービス基盤の整備に取り組みます。

取り巻く状況

- 2040（令和22）年に向け、本県の生産年齢人口は急減することが見込まれており、限られた人材で介護サービスを維持することがさらに重要になってきています。
- 本県の特徴として、離島や半島などの海岸沿いに集落が点在している地域も多く、自宅の訪問には車での長距離・長時間の移動が必要となるため、効率的な居宅介護サービスの提供が困難な状況があります。加えて、今後ますます高齢単身世帯の増加が見込まれる中、自宅での家族による介護力の低下が懸念されます。
- 介護給付費は年々増加し、介護保険料の上昇や公費負担の増加につながっています。介護保険制度を今後も安定的に運営していくためには、介護保険サービスを必要とする高齢者等を適切に認定し、利用者にとって必要かつ過不足のないサービスが提供されるよう、介護給付の適正化に取り組むことも重要です。

（1）介護サービス基盤の充実

介護サービスの基盤（入所施設）の種類

広域型（県による指定）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供
- ・介護老人保健施設（老健）
在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供
- ・介護医療院
長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなどを提供
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）
指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供

地域密着型（市町による指定（原則、所在市町の住民が対象））

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の利用者に対して家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）であり、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供



介護保険施設以外の施設 （指定を受けることで介護保険の利用は可能）

- ・養護老人ホーム
環境上や経済的理由（政令で定めるものに限る）により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所、養護を行う

- ・有料老人ホーム
高齢者の「住まい」として、食事、介護、家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを1つ以上提供
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を提供

目指す姿

- 高齢者が、尊厳が保持され快適な環境において介護サービスを利用できる。

本計画における目標	基準値	目標値
特別養護老人ホームの必要入所定員総数の確保	7,700 人 (R5)	7,880 人 (R8)
特別養護老人ホームの県内全体の定員に占める個室・ユニット型施設の定員の割合	42.1% (R5)	45.4% (R8)

① 居宅（介護予防）サービス提供体制の整備

現状と課題

- 高齢化の進展などにより、ほぼすべての居宅サービスで増加が見込まれており、さらに高齢者のライフスタイルの多様化に伴い、特定施設入居者生活介護など、多様な高齢者向け住まいに対応した介護のニーズが高まっています。
- 増加する認知症の方や医療ニーズが高い居宅要介護者への対応が必要です。
- 高齢単身世帯の増加に伴い居宅サービスのニーズが高まっていますが、訪問介護等では介護人材が著しく減少している状況です。

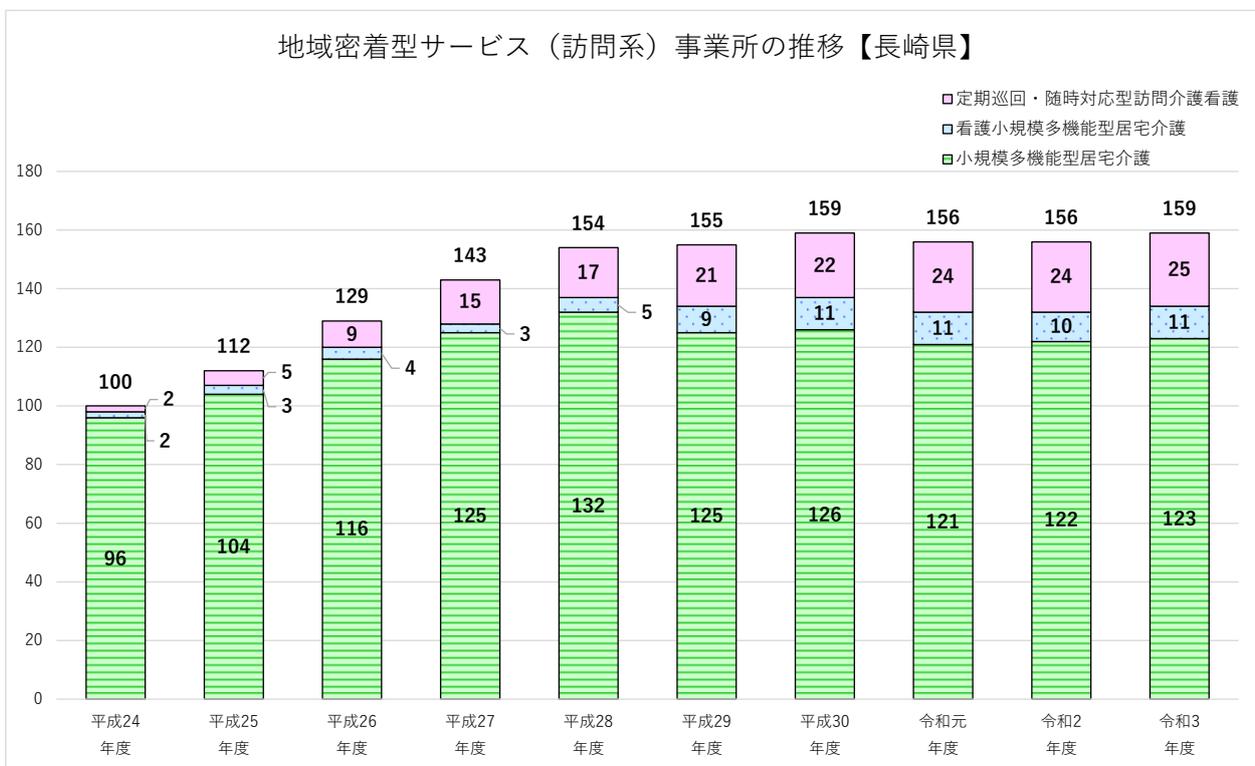
今後の取組

- 特定施設入居者生活介護事業所指定の事前協議制により、地元市町と連携して適正な整備に努めます。
- 在宅における医療系サービスの需要増加が見込まれるため、訪問看護等、在宅利用者の状況に即したサービスが提供できるよう医療・介護連携を推進します。
- 居宅要介護者の心身機能の維持向上のため、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養を支援します。
- 介護予防サービスの提供が円滑に進むよう、地域包括支援センター等に対する情報提供や助言などを行います。
- 訪問介護等における介護人材不足に対応し安定的なサービス提供を可能とするため、介護経営の大規模化の推進や複合型サービスの普及に努めます。

② 地域密着型（介護予防）サービス提供体制の整備

現状と課題

- 在宅で暮らす高齢者の多様なニーズに対応するため、訪問、通い、泊りに加え、医療行為も含めた一体的な介護サービスの提供や24時間対応など、複合的なサービスが求められています。本県における訪問系の地域密着型サービス事業所数は徐々に増加しておりますが、小規模多機能型居宅介護等は、本県では都市部に集中し離島などでは少ないという特徴があります。
- また、地域密着型サービスは、原則、当該市町の住民のみ利用できるサービスです。看護小規模多機能型居宅介護等の複合型サービスでは、利用者がサービスを受けられる機会を広げるため、隣接市町の住民であっても必要な方がサービスを利用できるようにするための方策やサービス内容の明確化が求められています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム

今後の取組

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護支援など複合的な機能を持つ地域密着型サービスの整備を支援し、さらなる普及に努めます。
- 離島などでは将来的な人口減少が見込まれ、新たな施設整備は困難な地域が多いため、受け皿として小規模多機能型居宅介護等の設置を推進します。
- また、隣接市町等住民の広域利用のニーズに応えるため、県、市町による事前同意等を通じて、適正な区域外指定を行うことで、広域利用を促進します。

③ 介護保険施設等の整備方針

現状と課題

- 介護保険制度を持続可能なものとするため、県と市町は、住民のニーズをはじめとする地域の実情を把握し、将来必要となる介護サービス量を見極め、基盤整備を図ることが重要です。
- 県と市町は、地域の実情に応じた適切な供給量を確保する観点から、関係法において、施設などの介護サービスの一部について、介護保険事業（支援）計画に定めたサービスの見込み量を勘案したうえで、事業者の指定等をしないことができることとされています。
- 県や市町によるサービス供給に対する関与の仕組みは下記のとおりです。

関与	対象となるサービス	条件
県は指定をしないことができる (総量規制)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護	指定によって、当該市町を含む老人福祉圏域における当該施設の入所定員数を超えることとなる場合等
市町は指定をしないことができる (総量規制)	認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	指定によって、当該市町又は日常生活圏域における当該サービスの必要利用定員総数を超えることとなる場合等
市町との協議結果に基づき、県が指定をしない等の対応を行う場合あり	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	指定によって、当該市町又は日常生活圏域における当該サービスの見込み量を超えることとなる場合等であって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が当該市町の区域にある場合等
市町は指定をしないことができる (総量規制)	地域密着型通所介護	指定によって、当該市町又は日常生活圏域における当該サービスの見込み量を超えることとなる場合等であって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が当該市町の区域にある場合等

今後の取組

- 介護保険施設等について、地域の実情に応じて適切に中長期的なサービス需要を見込んだうえで、既存施設の活用なども含め、計画的な介護サービス基盤の確保を図ります。このため、施設整備等にあたっては、サービス提供事業者を含む地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方について協議を行います。
- 施設において高齢者の尊厳が保たれ、限りなく在宅に近い生活ができるよう、快適な生活環境やプライバシー確保のためにユニット化の整備を進めます。
- 市町の介護サービス量の見込みを踏まえ、本計画における介護保険施設等の種類ごとの必要入所定員数を次表のとおり定め、その整備を進めます。

介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数

(単位：人)

(参考)

圏域	介護老人 福祉施設 (特養) a	介護老人 保健施設 (老健) b	介護医療院 c	介護専用型 特定施設入居者 生活介護 d	認知症高齢者 グループホーム e	地域密着型 特定施設入居者 生活介護 f	地域密着型 介護老人 福祉施設 g	計	混合型特定施設 入居者生活介護 (利用定員)	
長崎	現行定員数 (令和5年度末)	2,057	1,675	48	0	1,519	0	554	5,853	585
	整備計画数 (増減)	-5	6	0	0	72	0	87	160	107
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	2,052	1,681	48	0	1,591	0	641	6,013	692
佐世保 県北	現行定員数 (令和5年度末)	1,688	1,147	211	0	1,257	0	184	4,487	1,045
	整備計画数 (増減)	-20	0	27	0	27	0	20	54	0
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	1,668	1,147	238	0	1,284	0	204	4,541	1,045
県央	現行定員数 (令和5年度末)	814	680	216	23	773	0	286	2,792	267
	整備計画数 (増減)	0	0	0	0	90	0	58	148	30
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	814	680	216	23	863	0	344	2,940	297
県南	現行定員数 (令和5年度末)	813	617	86	30	978	0	203	2,727	329
	整備計画数 (増減)	40	0	40	0	0	0	0	80	0
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	853	617	126	30	978	0	203	2,807	329
五島	現行定員数 (令和5年度末)	346	200	0	0	255	0	0	801	56
	整備計画数 (増減)	0	0	0	0	48	0	0	48	0
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	346	200	0	0	303	0	0	849	56
上五島	現行定員数 (令和5年度末)	255	160	0	0	81	0	0	496	49
	整備計画数 (増減)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	255	160	0	0	81	0	0	496	49
壱岐	現行定員数 (令和5年度末)	220	166	0	0	36	0	0	422	77
	整備計画数 (増減)	0	0	10	0	-7	0	0	3	0
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	220	166	10	0	29	0	0	425	77
対馬	現行定員数 (令和5年度末)	280	160	0	0	81	0	0	521	70
	整備計画数 (増減)	0	0	0	0	36	0	0	36	0
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	280	160	0	0	117	0	0	557	70
県計	現行定員数 (令和5年度末)	6,473	4,805	561	53	4,980	0	1,227	18,099	2,478
	整備計画数 (増減)	15	6	77	0	266	0	165	529	137
	必要入所定員総数 (令和8年度末)	6,488	4,811	638	53	5,246	0	1,392	18,628	2,615

※医療療養病床および介護療養型老人保健施設からの移行分については、すべて上表の整備目標に含まれている。

※ a～d は県の総量規制の対象サービスであり、 e～g は市町の総量規制の対象サービスである。

(2) 介護現場における生産性向上の推進

目指す姿

- 事業所の業務効率化が図られ、質の高い介護サービスが提供されている。

本計画における目標	基準値	目標値
介護ロボット・ICTを導入している事業所の割合	41.3% (R3)	80% (R8)

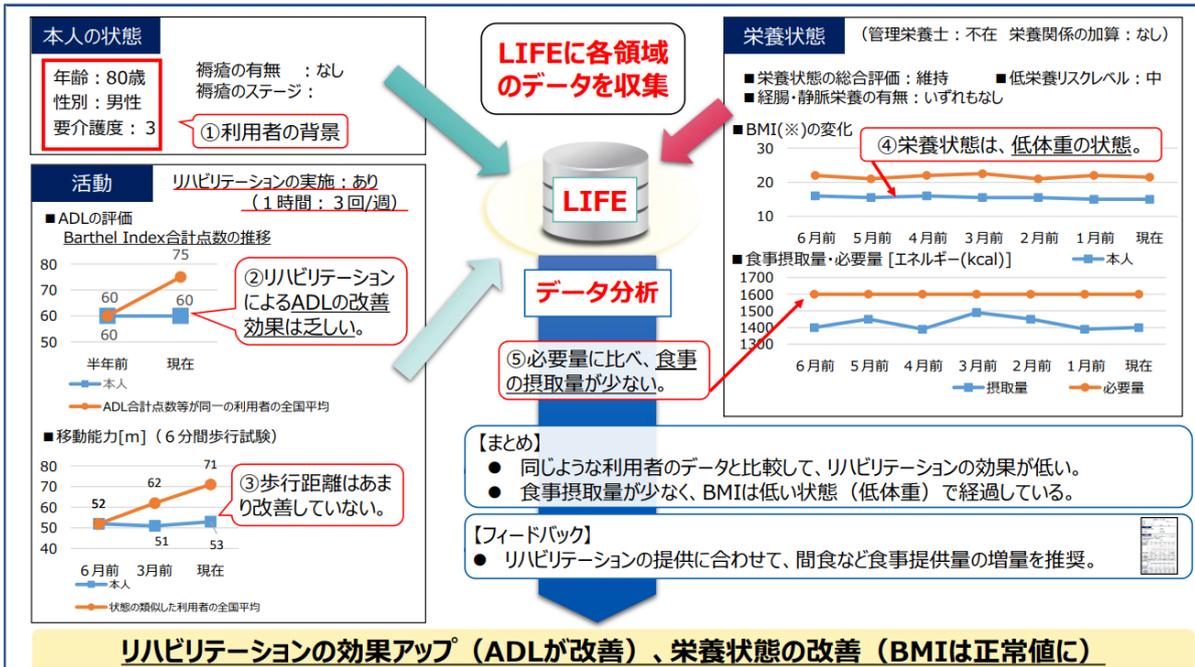
① LIFE の導入・定着支援

現状と課題

- 科学的介護情報システム（Long term care Information system For Evidence（通称 LIFE））は、介護施設における利用者へのケアを科学的根拠に基づいて実施するため 2021（令和 3）年度から運用が開始された国のシステムです。
- 具体的には、利用者の歩行距離など活動状況、栄養状況等のデータを定期的に入力することで、全国から収集されたデータと比較して分析され、リハビリテーションの効果が客観的にフィードバックされるシステムであり、施設でのケアの内容を見直して、より適切なケアにつなげることができます。
- 導入事業所数は増加傾向にありますが、本県における登録状況は 43%に留まっています。データ入力の負担や、LIFE 活用時の評価方法、フィードバック情報によるサービスの見直しが難しいといった課題が指摘されています。

今後の取組

- LIFE を活用した介護事業所におけるエビデンスに基づく質の高い介護を実現するため、施設に対して LIFE の内容・意義や利活用について周知します。
- LIFE 導入や利活用によって介護報酬の加算が取得できることから、事業所からの問い合わせに対して適切に対応し、導入定着を支援します。
- LIFE と効率的にデータ連携できる ICT（介護記録ソフト等）の導入経費を支援します。



出典：厚生労働省ホームページ

② テクノロジー化の推進

現状と課題

- 介護労働者の悩みの1位が「人手が足りない」、介護事業所の運営上の問題点の1位が「良質な人材確保が困難」であり、限られた人材で介護サービスを提供し続ける必要があります。

介護労働者の悩み等

人手が足りない	52.1%
---------	-------

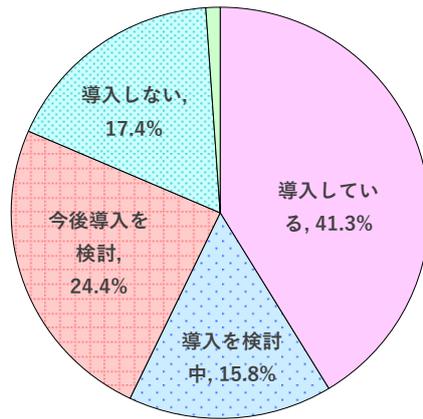
介護事業を運営する上での問題点

良質な人材確保が困難	49.6%
------------	-------

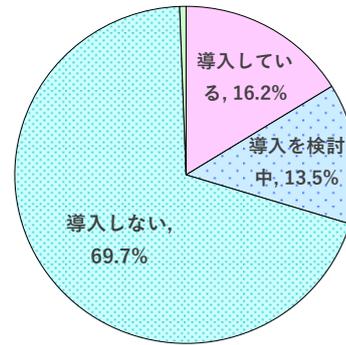
出典：令和4年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 介護ロボット・ICTを導入している事業所は、2021（令和3）年度に41%で、2018（平成30）年度の16%から大きく増加し、テクノロジーの活用ニーズは高まっていますが、導入意向のない事業所も17%あります。

介護ロボット・ICTの導入状況
(n=717)



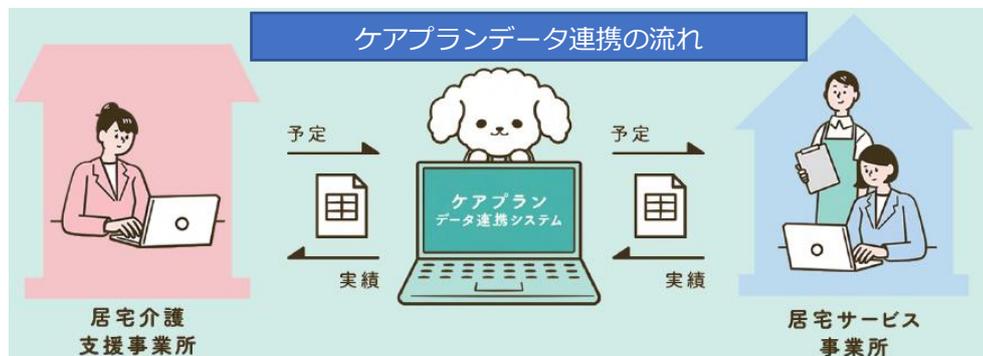
【H30】介護ロボット・ICTの導入状況
(n=847)



出典：介護ロボット・ICT導入実態調査（長寿社会課）

今後の取組

- 介護サービスの向上に役立つ介護ロボットやICTなどのテクノロジーの導入経費を補助します。
- 県内で、先進テクノロジー施設を育成・展開し、生産性向上や処遇改善を図ります。
- 関係機関と連携し、介護施設の伴走型支援や相談対応等を実施し、業務効率化による職員の負担軽減を図ります。
- 介護ロボット等に関するセミナー、機器展示会の開催等により、先進事例や最先端の機器等の普及を促進します。
- 介護現場におけるデジタル機器を活用するリーダーの育成や、介護施設内の研修開催を支援します。
- ケアプランデータ連携システム※の活用推進により、居宅介護支援事業所、介護事業所の文書作成、やり取りに要する負担軽減を図ります。



出典：厚生労働省・公益社団法人国民健康保険中央会リーフレット

※ ケアプランデータ連携システム：居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間を、オンラインで書類等をやりとりすることができる共通の情報連携基盤。

③ 文書負担の軽減

現状と課題

- 事業所の指定申請・変更届出等においては、いまだ書類による申請がなされ、様式が自治体により不統一となっており、事業所の文書負担軽減を図る必要があります。

今後の取組

- 介護事業所の文書負担軽減のため、県が行う指定申請変更届出の手続きは電子申請・届出システムの利用による ICT 化により、電子化を進めます。
- また、電子申請・届出システムで国が定める標準様式例の使用により、指定申請等を簡素化、標準化、添付書類の簡略化を進めます。
- 介護記録から請求まで連動型の ICT や音声入力ソフト等の導入経費を補助します。

(3) 介護保険事業の適切な運営

目指す姿

- 利用者にとって真に必要な過不足のないサービスが、事業者によって適切に提供されている。

本計画における目標	基準値	目標値
適正化主要 3 事業の実施率	63.2% (R4)	100% (R8)

① 第 6 期介護給付適正化計画（計画期間 2024(令和 6)～2026(令和 8)年度）

現状と課題

- 介護保険法により介護保険の運営主体となる「保険者」は市町村と定められています（一部事務組合等により共同で介護保険事業を行うことも可）。
- 介護給付の適正化について、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくため、2007（平成 19）年 6 月に国から示された「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、都道府県は適正化の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定しています。

- 2017（平成29）年の介護保険法改正により、介護保険事業支援計画と一体的に作成することが可能となっており、第6期から本項目を介護給付適正化計画として位置付けます。取組の詳細は、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針」に基づき、別途県方針を定め、保険者による介護給付適正化の取組を推進します。
- 一方で保険者は、認定調査においてばらつきが生じないように適切かつ公平な認定に努めており、各保険者で策定した「介護給付適正化計画」に基づき、必要な介護サービスが適切に提供されるよう点検等を行っています。
- 各保険者の第5期（2021(令和3)～2023(令和5)年度）の適正化事業の実施率は、第4期（2018(平成30)～2020(令和2)年度）に比べ向上していますが、取組状況に差があります。
- 適正化事業を実施するに当たり、職員の入れ替わりや他事業との兼務による人員不足、専門的知識の不足など体制面の課題を挙げる保険者も多くあります。
- 長崎県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）が提供する給付実績等情報を活用することにより、保険者の事務負担が軽減され、効率的・効果的な適正化事業を実施することができそうですが、活用されていない保険者があります。

市町が行う介護給付適正化事業の実施状況（全19保険者）

ア）主要5事業の実施状況

	R2年度		R5年度	
	実施保険者数	実施率	実施保険者数	実施率
1 要介護認定の適正化	19	100.0%	19	100.0%
2 ケアプランの点検	17	89.5%	19	100.0%
3 住宅改修等の点検				
①住宅改修の点検	17	89.5%	17	89.5%
②福祉用具購入・貸与調査	14	73.7%	15	78.9%
4 医療情報との突合・縦覧点検				
①医療情報との突合	18	94.7%	19	100.0%
②縦覧点検	17	89.5%	19	100.0%
5 介護給付費通知	18	94.7%	19	100.0%

イ) 積極的な実施が望まれる取組の実施状況

	R2年度		R5年度	
	実施保険者数	実施率	実施保険者数	実施率
国保連介護給付適正化システムにおける給付実績の活用	6	31.6%	10	52.6%

出典：「第6期長崎県介護給付適正化計画の策定に係る調査」（令和5年9月／県長寿社会課実施）
 ※令和5年度は実施予定も含む。

今後の取組

- 第6期介護給付適正化計画において取り組むべき主要3事業の着実な実施を図るため、保険者が引き続き主体的・積極的に取り組むことができるよう、次の支援を行います。
 - ・ 要介護認定調査が適切に行われるよう、認定調査員研修や主治医研修等を実施します。
 - ・ 介護給付適正化システムから出力された帳票を効果的に活用できるよう、国保連と連携しながら研修を実施するとともに、適正化事業のうち、国保連等に委託できる事業は委託するなど、効率化に向けた支援を行います。
 - ・ 取組の定着や内容の充実が図られるよう、各保険者の取組状況を確認しながら、必要に応じ、個別に訪問研修等を実施するなど重点的な支援を行います。

適正化主要事業の再編の概要

第5期 主要5事業		第6期 主要3事業
1 要介護認定の適正化		1 要介護認定の適正化
2 ケアプランの点検		2 ケアプラン等の点検
3 住宅改修等の点検	再編	①ケアプランの点検
		②住宅改修の点検
		③福祉用具購入・貸与調査
		《見直しの内容》点検対象とする事業所の選定の際に、給付実績等帳票を積極的に活用する
4 医療情報との突合・縦覧点検		3 医療情報との突合・縦覧点検
①医療情報との突合		①医療情報との突合
②縦覧点検		②縦覧点検
5 介護給付費通知		《見直しの内容》費用対効果が期待される帳票を優先的に点検する

※「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」（令和5年9月12日付厚生労働省老健局介護保険計画課長名通知）参考

② 指導監督等

現状と課題

- 介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るためには、介護事業者等への指導監督が必要です。また、介護保険の中核を担う地域包括支援センターの公正かつ中立な業務の運営を確保することも必要です。

今後の取組

- 県や市町等は、介護事業者等に指導監督を行います。
- 市町等は、地域包括支援センターの体制整備に努め、運営に適切に関与します。特に、センター運営を委託する場合には、市町等はセンター運営に関する要綱や運営方針の制定・改正、実地指導や監査などを行い、センターの事業が適切に実施されるよう努めます。
- 県は、これら市町等の取組に対し、必要な情報の提供や技術的助言を行います。
- 介護現場の安全性を確保するため、事故報告等のリスクマネジメントを推進します。

③ 介護サービス情報の公表に関する事項

現状と課題

- 要介護・要支援者がサービスの円滑な提供を受けるためには、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターとの相互の連携はもとより、各事業者に関する情報提供体制の整備が必要です。また、介護保険施設においても、利用者の希望を最大限に尊重しながら、在宅復帰を目指すことが求められること等により、介護保険施設相互間及び居宅サービス事業者等との連携並びに介護保険施設に関する情報提供が必要です。
- また、被保険者によるサービスの選択という介護保険制度の理念を実現するためには、被保険者に対して、介護サービスに関する情報を提供することが必要であり、さらに、要介護・要支援者のためのサービスの適切な利用を促進する方策として、被保険者に対する相談及び援助を適切に行える体制を整備することが必要です。

今後の取組

- 介護サービス情報の公表
 - ・ 利用者の選択に資するための情報を提供し、ひいては、介護サービス事業者の質の向上を図るため、介護サービス事業者を対象にした介護サービス情報

の公表制度を推進します。

- ・ 介護サービス事業者の経営状況を詳細に把握・分析するため、データベースを整備し、財務状況等の見える化を推進します。

○ 福祉サービス事業評価体制の整備

- ・ 福祉サービスの質の確保・向上を図り、利用者が適切に事業者を選択する際に必要な情報を提供するために、事業者が提供するサービスの対応や運営状況についての第三者による評価（福祉サービス第三者評価制度）を行います。

○ 相談・指導体制の整備

- ・ 市町における広報活動の充実並びに市町や被保険者等からの苦情・相談の窓口の設置により、各種の相談に対応します。
- ・ 介護保険サービス事業者・施設に対して事業者の自主性を尊重しつつ、「制度運営の健全化」、「事業の継続性・安定性の確保」、「適正な保険給付の確保」、「指定基準の遵守」及び「利用者の保護」の観点から、監査を行います。

④ 財政安定化基金の交付・貸付

現状と課題

- 保険者が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、予想を上回る給付費の伸びによる財政不足について対応するため、国・県・保険者の三者の拠出により県に財政安定化基金を設置し、保険者へ不足する資金の交付・貸付を行うもので、直近では、2011（平成 23）年度に交付・貸付して以降、実績はありません。

今後の取組

- 財政安定化基金を適切に管理し、財政収支に不均衡が生じた保険者に対し、必要な資金の交付・貸付を実施します。
 - ・ 交付…介護保険事業計画の計画期間を単位とした保険料収納率低下による財政不足について、計画期間の3年度目に行います。
 - ・ 貸付…年度を単位とした保険料収納率低下と給付費増による財政不足について行います。

重点分野4 在宅医療の充実と医療・介護連携の推進

高齢化の進展によって、慢性疾患や複数の疾患を抱え、手術後のリハビリを必要とする患者も増えています。こうした患者像の変化に対応するため、入院・外来医療体制の効率化とともに、地域での生活を支えることができるよう、在宅医療の充実と介護サービスとの包括的かつ継続的な連携を推進します。

取り巻く状況

- 在宅医療には「退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの機能が求められています。4つの機能の強化を図るためには医療と介護の連携が重要となります。また、生活支援サービスの充実により、在宅での生活を支えることも在宅医療の充実にとって重要となります。
- 切れ目のない在宅医療と介護の一体的な提供体制を構築するために、住民や医療・介護関係者と地域の目指すべき姿（地域の理想像）を共有し、連携を強化することが重要です。
- 2015（平成27）年度から介護保険法に定められる地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、市町において、在宅医療・介護連携に関する相談支援や医療・介護関係者の連携推進などの取組が行われています。

（1）在宅医療の充実

目指す姿

- 在宅療養を希望する患者が、住み慣れた地域で必要な医療・介護を安心して受けることができる。

本計画における目標	基準値	目標値
訪問診療を受けた患者数（レセプト件数）	98,474 人 (R3)	109,918 人 (R8)
看取り数 (自宅や施設における看取り加算のレセプト件数、 死亡診断書のみを含む)	2,248 人 (R3)	2,486 人 (R8)

- 高齢化の進展により、認知症患者や自宅、施設など地域において疾病や障害を抱えながら生活を送る方が増加する中、入院医療だけでなく、在宅医療を充実させることで、地域で安心して療養できる体制の整備を進めていく必要があります。
- また、医療技術の進歩等を背景として、退院後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養※などの医療的ケアを受けながら日常生活を営む患者が増加しています。認知症など精神疾患を抱える患者を地域で支えていく取組も含め、在宅医療ニーズの多様化への対応も必要となっています。
- こうした在宅医療ニーズの増加・多様化に対応するためには、在宅療養支援医療機関や訪問看護事業所など在宅医療の提供体制の充実を図るとともに、在宅医療を担う医師や訪問看護師、薬剤師等の人材確保が重要です。
- 離島や半島が多いという本県の地理的要因に起因する医療・介護資源の地域偏在等により、在宅医療を推進するにあたっての課題は市町によって異なります。
- 新型コロナウイルス感染症対応において、介護保険施設や有料老人ホームなどにおける生活機能が低下した高齢者の救急搬送が顕在化しました。施設から医療へのアクセス手段の多様化など、施設と医療機関の連携強化について検討を進める必要があります。

※ 経管栄養：食事を口から摂れない患者に対して、鼻や腹部に形成した瘻孔（ろうこう）からチューブを使って栄養補給を行うこと。

	訪問看護事業所数①			在宅療養 支援 診療所数 ②	在宅療養 支援 病院数 ②	介護保険施設③			
	事業 所数	看護 師数	1事業所 あたり 看護師数			介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院	介護療養 型施設
長崎市	54	286	5.29	129	11	49	15	3	3
佐世保市	18	105	5.83	36	4	25	10	4	2
島原市	5	37	7.40	8	2	8	2	1	1
諫早市	17	81	4.76	38	3	16	4	3	3
大村市	8	46	5.75	25	1	5	2	0	1
平戸市	1	6	6.00	2	1	5	3	1	0
松浦市	3	14	4.66	1	1	5	1	1	1
対馬市	3	9	3.00	0	0	6	2	0	0
壱岐市	2	12	6.00	4	1	4	2	0	0
五島市	5	17	3.40	2	1	7	3	0	0
西海市	3	12	4.00	3	1	4	2	0	0
雲仙市	2	7	3.50	10	0	6	3	0	1
南島原市	4	14	3.50	5	3	8	4	1	0
長与町	3	17	5.66	8	2	3	1	0	0
時津町	1	2	2.00	6	2	2	3	0	0
東彼杵町	1	7	7.00	1	0	1	1	0	0
川棚町	1	3	3.00	0	0	1	0	0	0
波佐見町	1	5	5.00	6	0	2	0	0	0
小値賀町	0	0	0.00	0	0	1	0	0	0
佐々町	1	10	10.00	3	0	2	1	0	0
新上五島町	1	6	6.00	0	1	5	2	0	0
県計	134	696	5.19	287	34	165	61	14	12

出典 ①介護サービス施設・事業所調査（R3.10.1）、②厚生局届出施設数（R3.3.31）、
③県長寿社会課調べ（R5.4.1）

今後の取組

- 在宅医療を担う医療や介護の関係機関相互の理解促進と役割分担のもと、在宅療養患者を支える「退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの機能ごとの体制づくりを推進します。

ア) 退院支援

- ・ 高齢者等が病院から在宅に移行する際に、医療機関と地域包括支援センター、介護支援専門員等の地域関係者との切れ目のないサービスを提供するための情報共有を図るとともに、情報共有等のルールを地域の実情に応じて策定、運用するなど地域における入退院支援の仕組みづくりを推進します。
- ・ 入退院や施設等の入所、在宅医療への移行の流れにおいて、患者の歯科診療や情報が中断されないことがないよう医科と歯科の連携推進に努めます。

イ) 日常の療養生活の支援

- ・ 在宅における継続的な療養と訪問看護事業所の効率的な運営を図るため、複数の訪問看護事業所が一人の患者に対応する仕組みづくりを推進し、また、訪問看護の機能強化及び事業所の安定的な運営につながるよう、訪問看護を担う人材の確保や育成、安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備を強化します。
- ・ 自宅や施設での高齢者等の生活の質を維持する口腔・栄養管理及びリハビリテーション等の継続的な提供を図るため、地域ケア会議やサービス担当者会議を活用した歯科衛生士、管理栄養士、リハビリテーション専門職等の専門職と地域包括支援センター等関係者の連携など、介護予防・自立支援及び重度化防止のための体制整備に向けた市町の取組を支援します。
- ・ 長崎県地域医療ネットワークシステム（通称：あじさいネット）の活用など在宅医療関係機関における ICT の導入を推進し、多職種間の円滑な情報共有を図ります。
- ・ かかりつけ歯科医師等地域の歯科医師が、地域包括支援センター等の関係者を通して、在宅において口腔管理が必要な要介護者等に関する情報を共有することで、早期に歯科診療につながる仕組みづくりを進めます。併せて医療・介護の多職種と連携しながら、口腔内と全身の健康状態の改善を通して、在宅医療患者の QOL（生活の質）の向上を図ります。
- ・ 薬局におけるかかりつけ薬剤師の推進や健康サポート薬局の周知を図り、デジタル化による保健・医療情報(介護含む)を積極的に利活用しながら、薬剤師が積極的に在宅医療、介護予防、自立支援・重度化防止に関わることができる取組を進めます。
- ・ 在宅療養の継続を図るために必要とされるショートステイ、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の整備に対して支援を行います。
- ・ 介護施設における入所者の急変時の医療ニーズへの対応について、介護施設と在宅療養支援病院など在宅医療を支援する地域の医療機関等との連携をさらに強化することで、施設の医療対応力の強化と施設職員の負担軽減を図ります。

ウ) 急変時の対応

- ・ 家族の負担を軽減するため、急変時に速やかに情報共有ができるシートの作成、安定的なケアの提供が行える体制の構築を進めます。
- ・ 高齢者等の急性期医療機関への搬送増加や、地域包括ケア病棟の充実等を踏まえ、在宅等での急変時に適切に搬送されるよう、地域における在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、本人の意思が尊重される

環境を検討し、整備します。

- ・ 地域において在宅療養支援医療機関による往診・訪問診療の効率化を図るとともに、地域におけるかかりつけ医、訪問看護事業所、施設等に対する在宅療養後方支援病院等によるバックアップ体制の構築を図ります。

エ) 看取り

- ・ 在宅における看取りに際し、患者が穏やかな気持ちで残された日々を過ごすことができるよう、かかりつけ医、訪問看護師、介護職等の関係者が連携し、痛み等の症状管理、患者本人や家族の精神的なケア等、日常療養生活や急変時をサポートする体制づくりを図ります。
- ・ 在宅医療を 24 時間提供する在宅療養支援医療機関の、特に時間外・休日の看取りへの対応を支援するための検討を行います。
- ・ 看取りが可能な介護施設を増やすため、看取りができる施設職員の育成に取り組むとともに、施設と医療機関、訪問看護事業所の連携推進を図ります。

(2) 医療・介護連携の推進

目指す姿

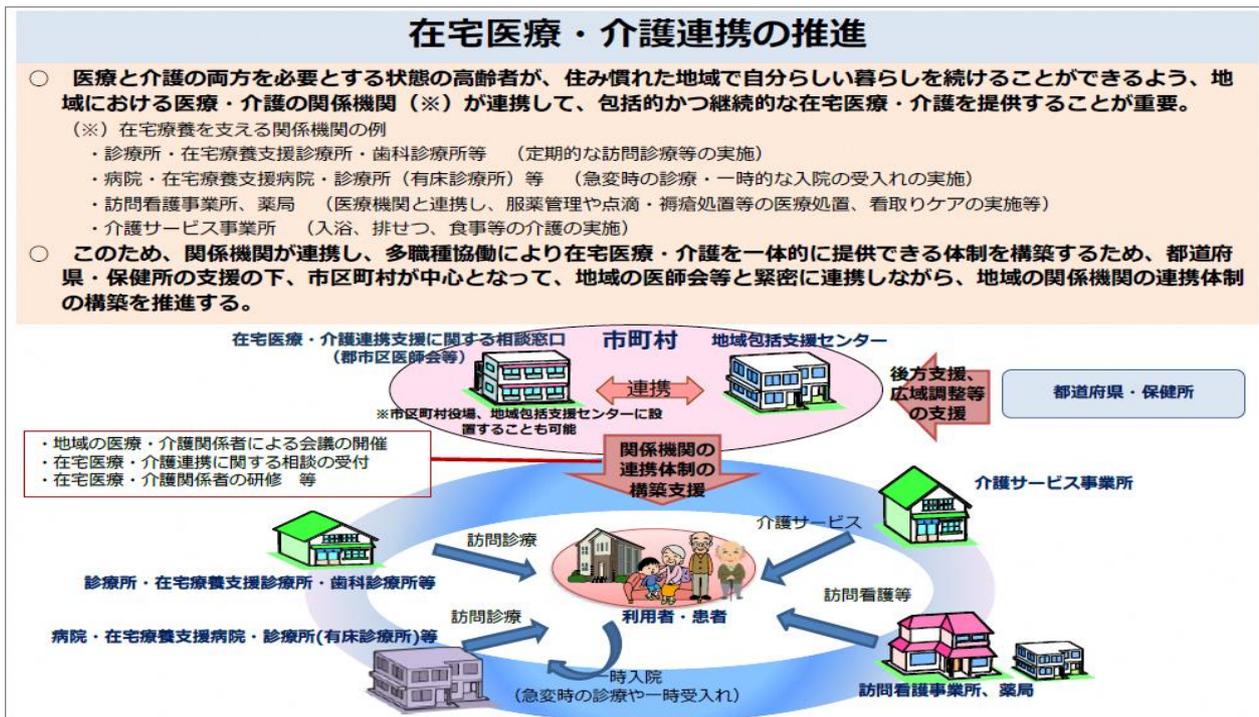
- 在宅医療と介護のサービスを切れ目なく受けることができる。

本計画における目標	基準値	目標値
在宅死亡割合 (在宅：自宅、老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)	24.6% (R3)	全国平均 (R8)

現状と課題

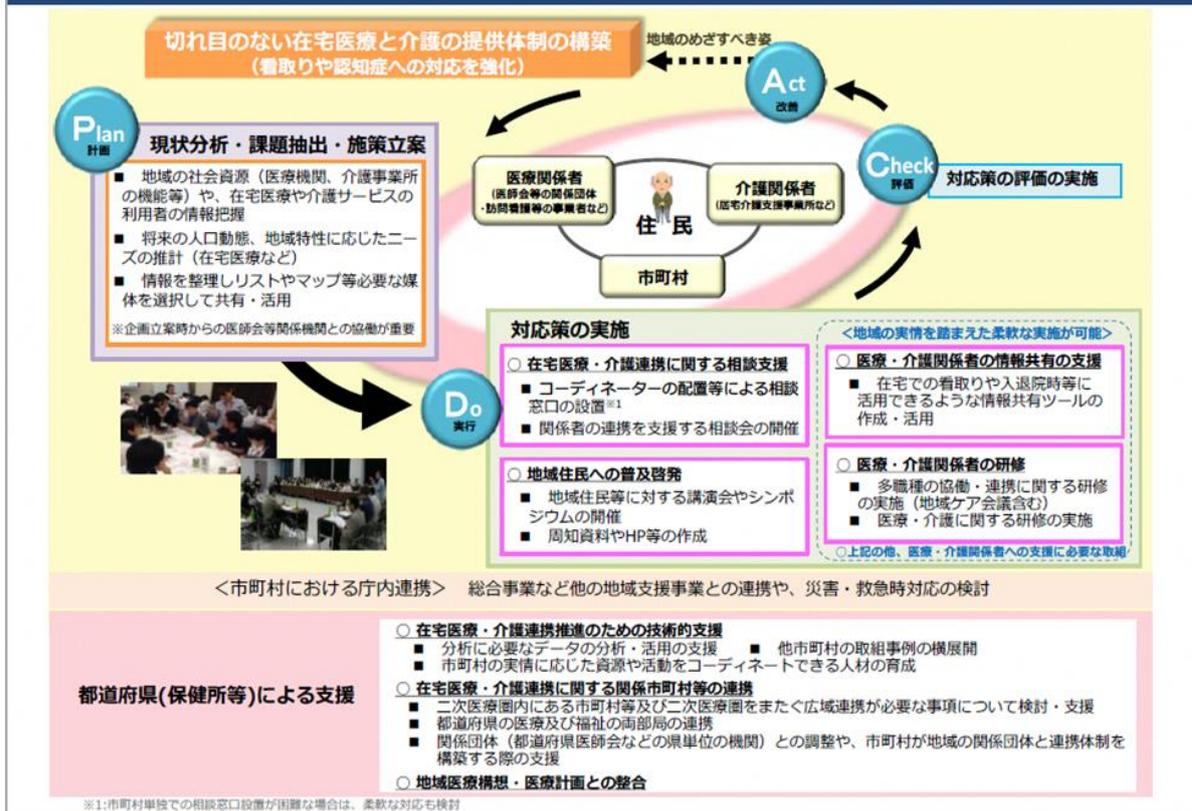
- 現在、全ての市町において、介護保険法に定められる地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業に基づき、医療・介護連携に関する相談支援や多職種連携推進などの取組が行われています。
- 医療については市町の枠を超えた広域の施策展開が多いため、市町において「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿」をイメージして事業を実施することが難しく、医療との連携に苦慮している状況です。
- 特に市町の範囲を超えた広域な視点が必要な「在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」については、医療に係る専門的・技術的対応が必要であることから、第8期計画期間より都道府県が主体的役割を果たすよう見直されており、県に対しては、保健所を活用した積極的な取組が期待されています。

- 患者の尊厳ある生き方を実現するためには、本人の意思が尊重された医療的ケアが提供される必要があります。そのためには、予想されない急激な変化に備えて、本人の意思の確認が可能のうちから、その意思を家族や医療・介護従事者等と共有しておくことが重要です。
- このため、市町を中心に ACP（アドバンス・ケア・プランニング）※の普及啓発が行われていますが、2023（令和 5）年度実施の県政 WEB アンケートでは、ACP について「知らなかった」と回答した人が 8 割を占めており、普及啓発の取組の強化を図る必要があります。



出典：厚生労働省

※ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、患者本人を主体に、その家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者本人の意思決定を支援するプロセスのこと。患者の人生観や価値観、希望に沿った将来の医療及びケアを具体化することを目標としている。



出典：厚生労働省

今後の取組

- 介護保険法に基づく在宅医療・介護連携推進事業の事業主体である市町を医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に位置付け、地域のニーズに応じた在宅医療・介護の提供体制の整備に取り組みます。
- 市町の取組状況を確認し、医療法におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しつつ、広域的医療資源の情報提供、医療と介護の連携に資する実態把握及び分析に取り組みます。
- 市町の在宅医療・介護連携推進のため、研修会の開催、他市町の取組事例の横展開、必要なデータの分析・活用支援や総合的に事業を進めることができる人材の育成に取り組みます。
- 保健所と情報共有を図りながら、二次医療圏内やそれ以外の市町との広域連携、県医師会等関係団体との調整、入院時における医療機関職員と介護支援専門員の連携など広域的な医療機関と地域の介護関係者との連携・調整に取り組みます。
- ACPについて、県は地域においてACP推進の核となる人材を養成し、養成した人材を市町が行う住民への普及啓発や医療・介護従事者に対する研修会等に講師として派遣するなどにより、患者本人の意思決定を支援する環境の整備を図ります。

重点分野5 認知症高齢者等に対する支援の充実

認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、県民の認知症に関する正しい知識と理解をさらに深めるとともに、認知症の人の意思を尊重して、その家族や取り巻く関係者が連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。

取り巻く状況

- 認知症高齢者の数は、2012（平成24）年では65歳以上の7人に1人でしたが、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025（令和7）年には5人に1人となり、本県においても8万4千人になると推測されています。認知症がごく当たり前の社会であり、既に、認知症とともに歩む時代に入っています。
- 国は、2018（令和元）年6月に「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進しています。
- 本県でも、国の大綱に沿って、①普及啓発、②予防、③医療、④介護、⑤地域支援、⑥権利擁護の6分野に分けて取組を進めてきました。
- 国の大綱では、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」のさらなる養成と活動が推進されており、本県でも、特に各市町の取組によって多数のサポーターが養成され、傾聴や見守りなどの活動が自主的に行われています。
- また、新たな視点として、2023（令和5）年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、法の施行後は、国が策定する計画を踏まえ、県や市町が具体的な施策を講じていくこととなります。
- この法律の基本理念では、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」が示されています。認知症の人の社会参加の機会の確保や、意思決定の支援、権利利益の保障等がますます重要になってきます。
- 今後、地域共生社会の実現のためには、認知症サポーターが、任意性の活動からさらに一歩進んで、認知症の人やその家族の支援ニーズとつながり、県内各生活圏域の中で近隣チームによる支え合い・助け合いの支援体制（チームオレンジ）を充実していくことが課題です。
- さらに、2023（令和5）年9月に、アルツハイマー病に対する新しい治療薬が国内で使用承認されたことから、認知症予防や医療の進展に関しても注目されています。

目指す姿

- 認知症の人が尊厳と希望をもって認知症と共に生きる、また、認知症があってもなくても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる。
- 認知症予防につながる活動に積極的に参加するとともに、認知症が進行し生活に困難が生じた場合でも、重症化を予防することができる。

本計画における目標	基準値	目標値
チームオレンジの整備	6市町 (R4)	21市町 (R8)

① 認知症に関する社会の理解を深める取組

現状と課題

- 県内では、市町及び地域包括支援センター等が開催する講座により認知症サポーターを162,522人（2022(令和4)年度末現在）養成するとともに、認知症の人と家族の支援ニーズとサポーターをつなぐ地域支援体制（チームオレンジ）の整備を推進しています。
- また、2021（令和3）年から、地域版認知症本人大使「ながさきけん希望大使」を任命し、認知症の人本人の発信機会も得ながら、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるように普及啓発活動を行っています。
- 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び世界アルツハイマー月間（毎年9月）の機会を捉えた認知症に関する普及啓発（ライトアップ、パネル展、フォーラム等のイベント開催）を県、市町が、認知症の人と家族の会との連携により実施しています。
- 認知症の人が、居住地域に関わらず、適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるとともに、社会参加の機会の確保等、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、「地域包括支援センター」が認知症に関する身近な相談窓口を担う体制が定着してきました。
- 若年性認知症に関しては、病状の進行のほか、就労や経済面の家庭への影響、社会参加など多面的な課題があるため、県が2017（平成30）年から若年性認知症支援コーディネーターを配置し、個々の状況に応じた支援を行っていますが、相談件数は年々増加傾向にあります。

今後の取組

- 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として自分のできる範囲で活動する「認知症サポーター」や、サポーター養成講座の講師役となる「キャラバンメイト」の養成を、市町との協働により推進します。
- また、認知症サポーターが新たに活動する場として、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う「チームオレンジ」の整備を促進します。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に規定された「認知症の日（9月21日）」及び「認知症月間（9月）」の機会を捉え、認知症についての関心と理解を深めるための啓発活動を、関係団体との連携により、認知症の人やその家族の協力を得ながら実施します。
- また、地域版認知症本人大使「ながさきけん希望大使」による普及啓発活動をより活発に行い、多くの県民が認知症に対する理解を深める取組を進めるとともに、認知症の当事者同士で、交流・相談・情報交換を行い、支え合う活動（ピアサポート）を推進します。
- 若年性認知症に関しては、県が若年性認知症支援コーディネーターを配置し、早い段階から若年性認知症に精通した医療等専門家との連携を密にしながら、市町の地域包括支援センター等とも協働して、相談支援、就労・社会参加のネットワークづくり等、若年性認知症の人や家族への支援を強化します。

② 認知症予防に効果的な運動や社会参加の促進

現状と課題

- 運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防にも資する可能性が示唆されており、各市町では多様な「通いの場」を設けていますが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響や担い手・後継者不足により、通いの場の数は減少傾向にあります。
- 通いの場は、住民主体を基本としつつ、かかりつけ医、保健師、管理栄養士、リハビリテーション専門職等の関与も得ながら、多様な関係者や事業等と連携し、評価等を行うことにより、地域住民にとっても認知症予防の効果を実感できるものとしていくことが、活動をより充実するための課題となっています。
- また、口腔機能の虚弱状態や、老化に伴う「聞こえ」の不安等が、コミュニケーション機会の減少を招き、認知症を含む様々な心身の機能低下につながることから、市町における各種健診や健康増進及び介護予防の事業等と連携しながら、認知症の予防や社会参加の促進に関する啓発を進めていくことが課題となっています。

今後の取組

- 地域において、人と人がつながり、遊びや学びの場となり、生きがいや楽しみをもって通うことができる「住民主体の通いの場」の実態把握を含め、さらなる充実を図るための取組を支援します。
- 市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施の取組の充実を図り、民間企業や大学、ボランティア団体等の多様な主体と連携し、高齢者の虚弱状態を早期に把握し、回復につなげ、高齢者の認知症予防を推進する市町の取組を支援します。

③ 認知症医療に関する連携体制及び対応力強化

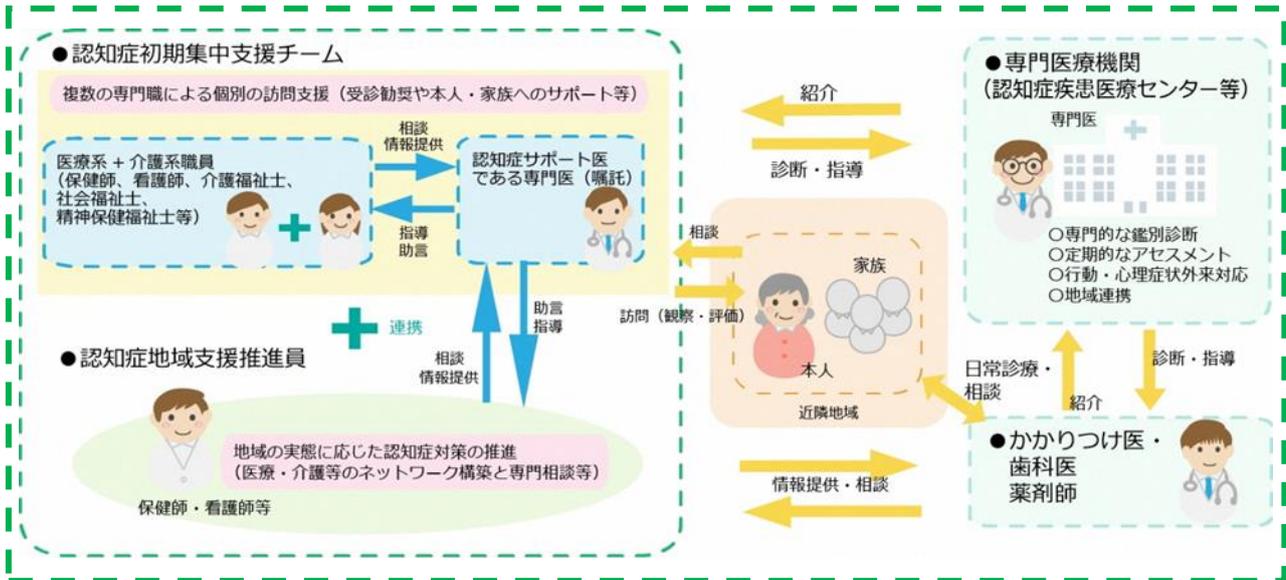
現状と課題

- 県内では、全ての二次医療圏域単位に認知症疾患医療センターを設置し、地域連携の拠点として、かかりつけ医、認知症サポート医、各市町の地域包括支援センター等との連携体制の強化を図っています。
- 認知症の疑いがある人への早期の気づき、BPSD^{*}への対応等、認知症の適切な対応力の向上を図るため、認知症の早期発見・早期対応、医療の提供など重要な役割を担う、地域の様々な専門職の認知症対応力の強化・充実を図っています。
- 認知症の早期発見・早期治療につなげるため、複数の専門職により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームによる支援が各市町で進められています。

今後の取組

- 認知症疾患医療センターを地域連携の拠点として、各二次医療圏域単位での機関間連携に関する協議等を深め、認知症サポート医やかかりつけ医、市町・地域包括支援センター等との連携体制を強化します。
- 市町に設置されている認知症初期集中支援チームを対象とした研修会を実施し、認知症が疑われる人や認知症の人を適切な医療・介護サービス等に速やかに繋ぐ取組を強化します。
- 認知症サポート医の養成やフォローアップを行うとともに、認知症本人の意思決定支援を含む研修等を通してかかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師の認知症対応力の強化・充実を図ります。

^{*}BPSD：「Behavioral Psychological Symptoms of Dementia」の略。直訳すると「認知症の行動的・心理的な症状」。



④ 認知症介護人材の育成とケアの質の向上

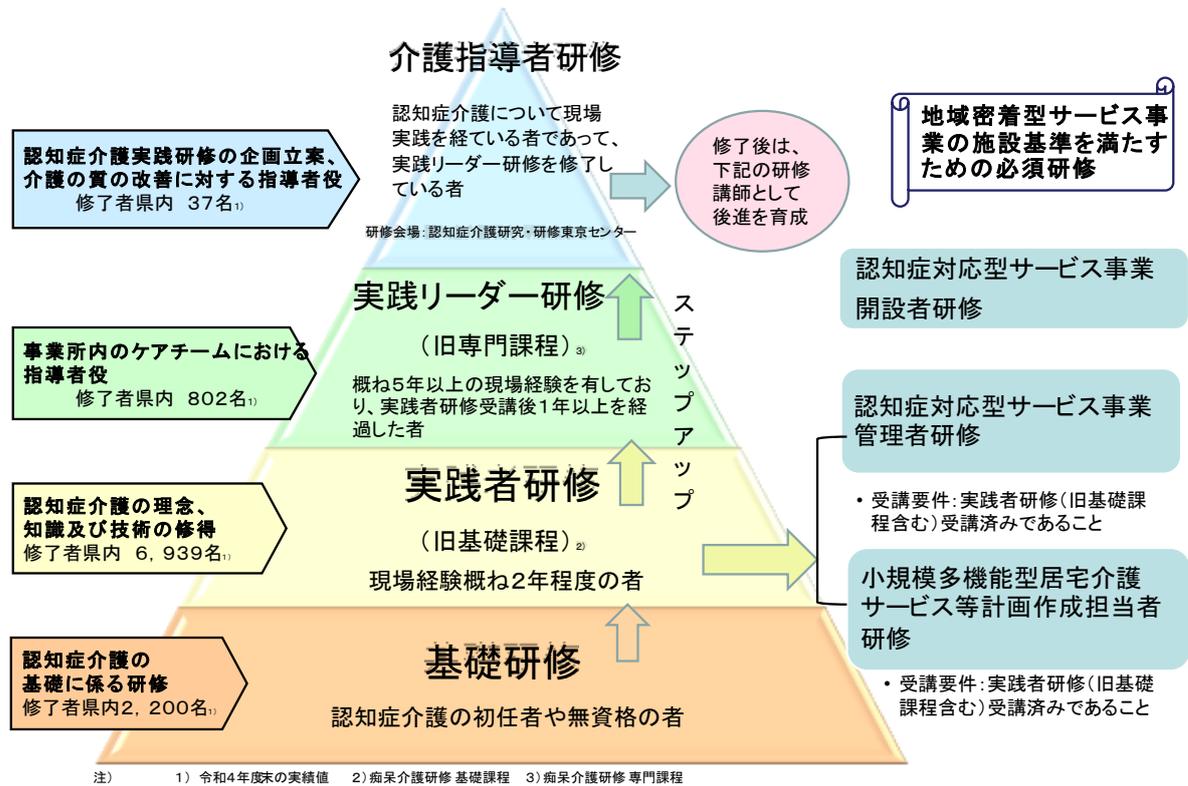
現状と課題

- 増加する認知症高齢者のケアに対応するため、認知症介護人材の確保が課題となっています。併せて、認知症に関するケアの質の向上のため、体系的な研修に取り組んでいます。最近では、離島等からも参加しやすいオンラインの活用を図るなど、研修機会の確保と内容の充実を進めています。

今後の取組

- 良質な介護を担う人材を質・量ともに確保していくため、認知症介護の研修機会の確保と内容の充実を図ります。
- 認知症介護の裾野を広げるため、認知症介護の初任者に対する認知症介護基礎研修を、eラーニング方式を活用するなど、研修機会の拡大に努めます。
- 認知症介護に関する人材育成を体系化することにより、認知症介護実践者研修を経て、実践リーダー研修や介護指導者養成研修等の上位研修の受講機会を確保するとともに、地域密着型サービスの提供に必要な人材を育成するための研修を実施し、認知症介護従事者のキャリアアップと認知症ケアの質の向上を引き続き図ります。
- さらに、本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして支援ができるよう、医療・介護従事者等専門職向けの各種研修において、本人の意思を尊重した支援、本人の意思決定能力への配慮と能力に応じた適切な支援、チームによるプロセスを踏まえた支援等の重要性について学ぶ「意思決定支援に関するプログラム」を導入します。

長崎県の認知症介護に関する人材育成研修体系



⑤ チームオレンジの整備等による地域支援体制の構築

現状と課題

- 各市町において、認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れを地域ごとにまとめた「認知症ケアパス」の作成や認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である「認知症カフェ」の設置が進み、また認知症サポーターの養成も継続的に行われています。
- しかしながら、認知症サポーターが新たに活動する場として、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う「チームオレンジ」を整備するため、県では「オレンジチューター」を3名養成し、市町に対する支援を行っていますが、2022（令和4）年度末現在、「チームオレンジ」の整備は県内6市町に留まっています（認知症総合支援等事業実施状況調べ／厚生労働省調査）。県内全域において、認知症の人を身近な地域で支えていく体制をさらに強化・充実させていくことが課題となっています。
- 認知症高齢者が行方不明になった際などに早期発見・保護に繋がるよう、市町の圏域を越えても対応できる見守りネットワークを構築するため、県では、県内市町、民間事業者等から構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」を設置

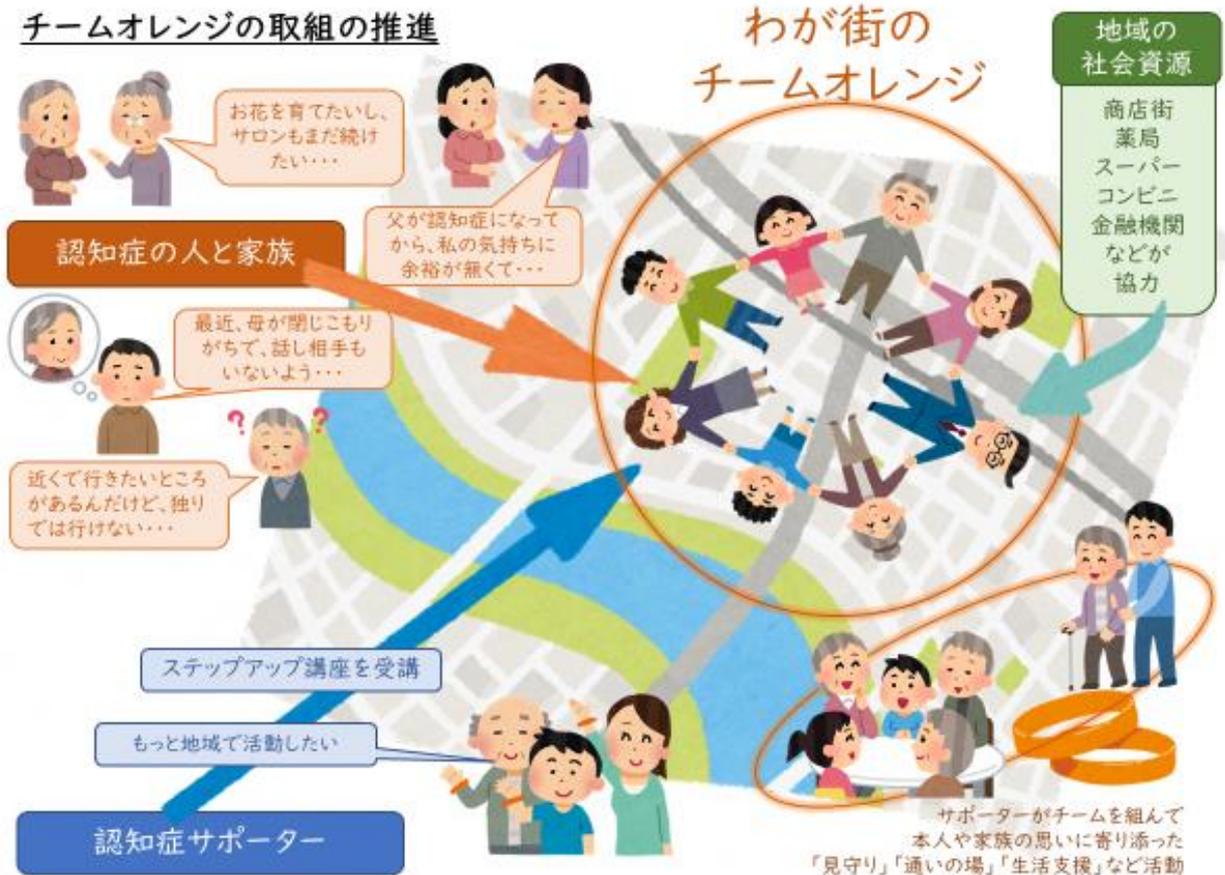
し、各所における取組事例の共有等を通じて、構成機関が連携・協働した多重的な見守り体制の強化に取り組んでいます。

今後の取組

- チームオレンジの整備を促進するため、県が設置するオレンジチューターによる支援を強化し、市町が設置するチームオレンジの活動の要となるチームオレンジ・コーディネーターの養成研修等を引き続き開催するとともに、各市町にオレンジチューター等を派遣し、チームオレンジの設置準備として必要となるステップアップ講座の開催等を支援します。
- 「チームオレンジ」には認知症の人本人のチーム参加が前提となっており、認知症の人本人の意見も活かした社会参加及び支援体制の構築を推進します。
- 官民が連携することにより、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう「認知症バリアフリー」の取組を推進し、企業による、社内での認知症サポーター養成講座開催などの人材育成や、認知症の人が利用しやすい店内レイアウトの工夫やスローレジの導入などの環境整備の取組などにより、企業が積極的に「認知症バリアフリー宣言」を行うことができるよう働きかけを強化します。
- 各市町の見守り体制の強化を支援するとともに、ICT・IoT^{*}機器を活用した見守りシステム・サービスの普及や複数の市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築に向けた取組を進めます。
- 認知症の人のみならず家族等が孤立しないよう、認知症の人と家族及び専門職等から構成し、電話相談や各地域での集い、認知症に関する普及啓発等を行う「認知症の人と家族の会」の活動を支援します。
- 若年性認知症の当事者や家族による「集い」の場を設けて、ピアサポート活動を支援します。また、医療、介護、福祉、就労支援等の関係者による若年性認知症支援ネットワーク会議を定期的で開催し、連携体制を強化します。

^{*} IoT：Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするという概念。

チームオレンジの取組の推進



【参考】チームオレンジとは

「チームオレンジ」は、原則として、以下の「チームオレンジの三つの基本」を満たすものとされていますが、これを満たさないものの、本人・家族のニーズとステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みが構築されているものも含まれています。

- チームオレンジの三つの基本（「チームオレンジ運営の手引き」による）
 - ① ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
 - ② 認知症の人もチーム員の一員として参加している。（認知症の人の社会参加）
 - ③ 認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。

⑥ 認知症高齢者の権利擁護

現状と課題

- 認知症高齢者に対する虐待事案に対応するため、各市町において高齢者虐待の防止、早期発見と適切な初期対応、本人や養護者への適切な支援の実施のための体制整備の充実・強化が課題となっています。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、各市町において市町村計画の策定や権利擁護支援に関する地域のネットワークの中核となる「中核機関」の設置が徐々に進んでいますが、高齢者等が日常生活上の手続きや支払等が滞ることなく、消費者被害等の権利侵害を受けないよう、どの地域においても必要な方が成年後見制度等を利用できる体制整備を進めることが課題となっています。

今後の取組

- 「長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議」を開催し、介護・福祉・法律の専門家等を交えて高齢者虐待の現状や課題を分析・共有することにより、虐待防止に向けた対策の検討等を行います。
- 高齢者虐待の相談窓口である市町や地域包括支援センターの職員を対象に虐待への対応力向上を図るための研修を継続して実施します。
- 介護サービス事業所の職員等を対象として利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する研修を実施するなど、適切なケアができる人材を育成します。
- 判断能力が十分でない高齢者等を対象として、長崎県あんしんサポートセンターが行う福祉サービスの利用援助や金銭管理等の日常生活自立支援事業を推進します。
- 「中核機関」を全市町に設置できるよう支援するほか、市民後見人養成や県民への周知・啓発など第8期計画からの取組を一体的に進めます。
- 成年後見制度の申立費用や後見人の報酬の助成について、本人や親族による申立の場合でも助成が受けられるなど適切な実施ができるよう市町に対して継続した働きかけを行います。

<コラム> 認知症サポーターとは【認知症を正しく理解しましょう!】

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません

<認知症サポーターとは>

- 認知症を正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族に対して温かい目で接する「応援者」です。

<認知症サポーターになるには>

- 県内各市町が開催する「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターの証であるオレンジリングや認知症サポーターカード等が配布されます。

<企業・職域向け認知症サポーター養成講座>

- 県では、地域において認知症の方々と関わることが多いと想定される公共交通機関などの従業員を対象として、認知症の理解や接遇等に関する実践的、実用的な知識・技術等の習得を目的とした講座を開催しています。



認知症サポーターの声

【認知症サポーター養成講座を受講した感想】

- 認知症の方の特徴や接し方を学ぶことが出来て、本当に良い機会でした。業務だけでなくプライベートでも、認知症の方への対応がしっかり出来るようになりたいと思いました。（交通事業者の方）
- 亡くなった祖母が認知症だったので、そのことを考えながら受講していました。今回受講した知識があればもっと違った対応が出来たかもしれないと思いました。（警備会社の方）
- 認知症は身近なテーマだが、自分事として捉えていない人も多いため、認知症サポーター養成講座を受講することにより理解を深めることが大事だと思いました。（地域住民の方）

重点分野 6 高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳をもって生活できるよう、身近な相談体制の充実や高齢者虐待の防止に取り組めます。

取り巻く状況

- 高齢者が、家族から暴力を受けたり、無視されたり、信じていた人に騙されてお金を取られたり、必要な介護サービスを利用させないなど、「人としての尊厳を傷つける行為」を受けることを「高齢者虐待」といいます。
- 2022（令和4）年の全国における介護施設職員等による虐待は、相談・通報件数が2,795件、虐待として判断された件数が856件といずれも過去最多となりました。また、家族等による虐待は相談・通報件数が38,291件で過去最多となり、虐待として判断された件数も16,669件と高止まりしています。
- 虐待は決してあってはならないことですが、依然として多くの虐待事例が発生しており、介護サービス事業所の職員の虐待に関する理解の促進や市町における困難事例対応力の強化などの取組を推進することが必要です。
- 今後、85歳以上人口の増加に伴い認知機能が低下した高齢者が増加することが見込まれており、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。
- 成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害により財産管理（不動産や預貯金の管理など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）等の法律行為を一人で行うことが難しい人を支える制度です。
- 国は、2017（平成29）年に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、計画的に体制の整備を進めています。
- 県においても成年後見制度利用促進基本計画に基づき、県内各市町において市町計画の策定や地域の権利擁護支援の中心となる機関の設置が徐々に進んでいますが、県内どの地域においても成年後見制度等の利用ができるよう体制整備を進める必要があります。

(1) 高齢者虐待の防止

目指す姿

- 虐待の発生が未然に防がれるとともに、虐待が発生した場合も適切な支援を受けることで、地域で安心して生活することができる。

本計画における目標	基準値	目標値
介護現場での権利擁護の取組を推進・指導する人材の養成研修を受講した施設等の割合	71.0% (R3)	100% (R8)

① 高齢者相談事業の充実

現状と課題

- 安心して生活ができるよう高齢者やその家族が抱える様々な心配ごと・悩みごとの相談や、保健・福祉・医療・介護などのサービスを適切に利用するための相談など、住民に身近な相談体制の充実が重要です。

今後の取組

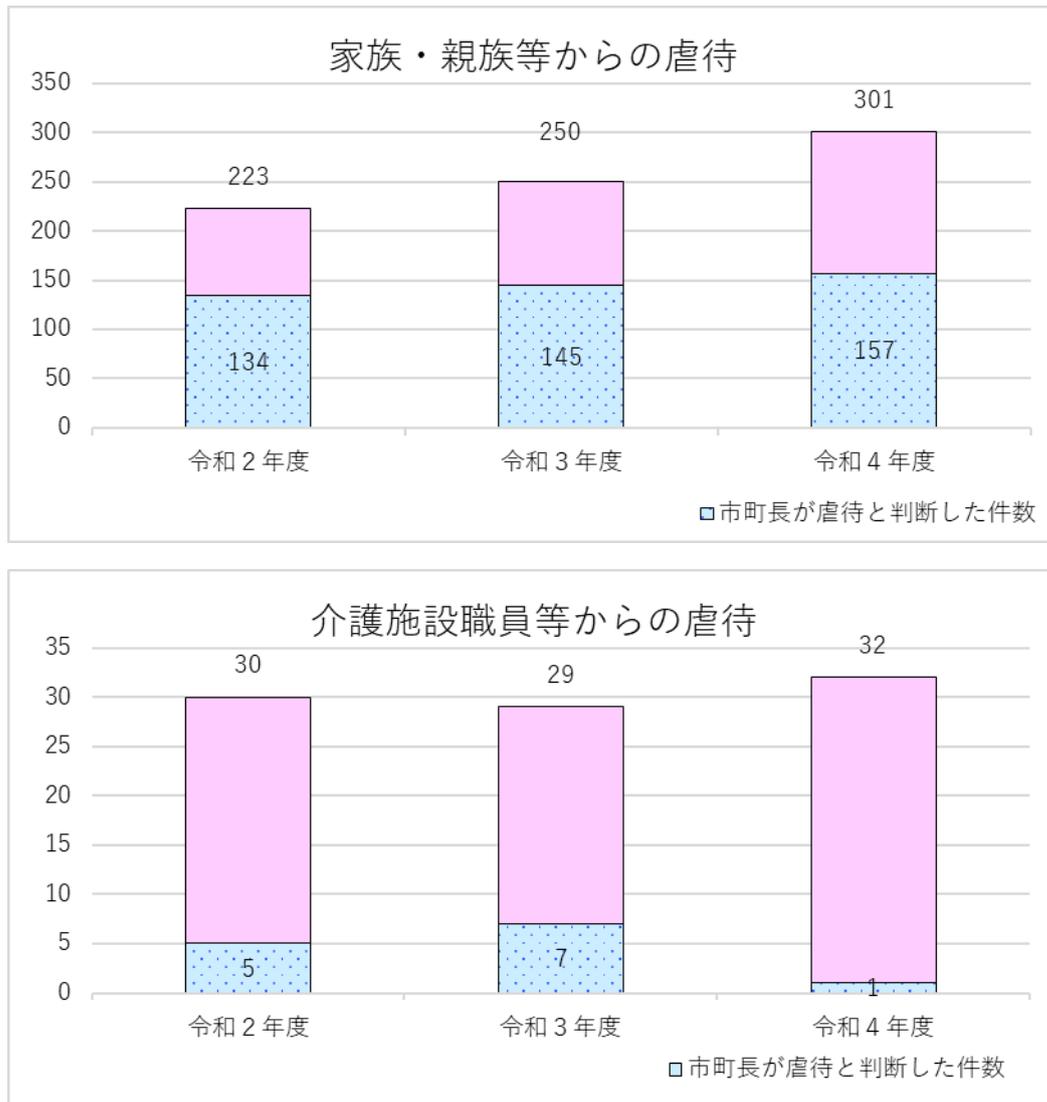
- 高齢者に関する身近な総合相談窓口である市町や地域包括支援センターの相談機能を強化するため、認知症や権利擁護などに関する研修等を実施します。

② 高齢者虐待の防止

現状と課題

- 高齢者を在宅で介護する家族（家族介護者）の負担は大きく、問題を抱え込んでしまうことが少なくありません。「介護疲れ・介護ストレス」が原因となり、虐待など深刻な事態につながる可能性も指摘されています。
- 介護施設職員等による虐待の発生要因として、利用者の状態に対するアセスメント不足や認知症に対する理解不足などの介護技術の不足が最も多く、次いで業務多忙によるストレスとなっています。
- 県内市町における取組については、2022（令和4）年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査によると、「介護施設従事者による虐待に関する利用者や家族等への周知・啓発」などに取り組んでいる市町が特に少なくなっています。また、介護疲れや経済的困窮などの複数の問題を抱える家族介護者への支援に苦慮しています。

図 県内の高齢者虐待に関する件数



出典：厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等調査」

今後の取組

- 「長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議」を開催し、介護・福祉・法律の専門家等を交えて高齢者虐待の現状や課題を分析・共有することにより、虐待防止に向けた対策の検討等を行います。
- 介護サービス事業所の職員等を対象として、法の趣旨や利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法に関する研修を実施するなど、適切なケアができる人材を育成します。
- 市町において複雑な問題を抱える家族介護者への支援に苦慮していることから、本人や家族への支援について、弁護士会や社会福祉士会などの専門職団体と連携し働きかけを行い、研修等を通じた市町職員の対応力向上に努めます。
- ホームページなどを活用し、県民に対し、高齢者虐待に関する相談窓口を周知します。

(2) 成年後見制度の利用促進

目指す姿

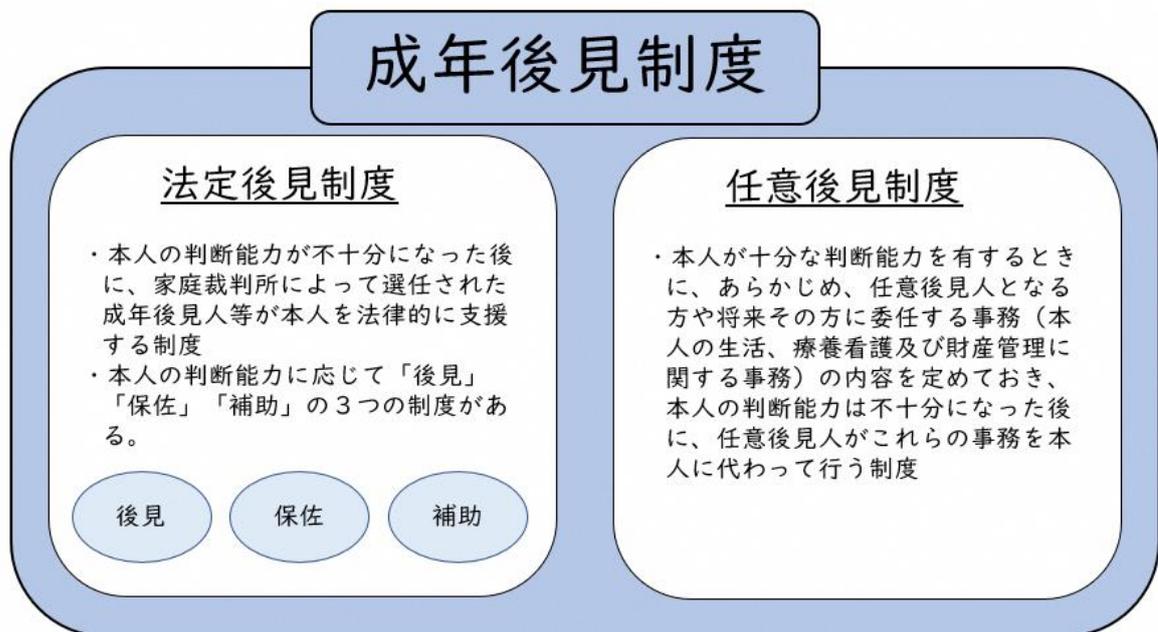
- 認知症等により判断能力が低下している人が、必要な支援を受けることで継続して地域での生活を送ることができる。

本計画における目標	基準値	目標値
市民後見人養成研修を実施している市町	7市町 (R4)	21市町 (R8)

① 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 成年後見制度には、大きく「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。法定後見制度は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組みであり、任意後見制度は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みです。



出典：法務省「成年後見制度・成年後見登記制度」から県長寿社会課にて作成

- 成年後見制度の利用促進とは、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。

- 認知症等により判断能力が不十分な高齢者等は、権利擁護に係る支援を必要とする場面が増えてきます。県内どの地域においても支援を受けることができるよう、体制整備を進める必要があります。
- 成年後見制度の利用者の増加が見込まれる中、専門職後見人を担う弁護士や司法書士、社会福祉士は都市部に集中しており、成年後見人等候補者名簿登録者数も横ばいであることから、市民後見人養成等の担い手の確保及び活動を支援する体制を整備する必要があります。
- 成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町において低所得の高齢者や障害者に対して申立費用や後見人への報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」が実施されていますが、助成の対象などに違いがあります。

図 成年後見制度の利用者数（全国） (人)

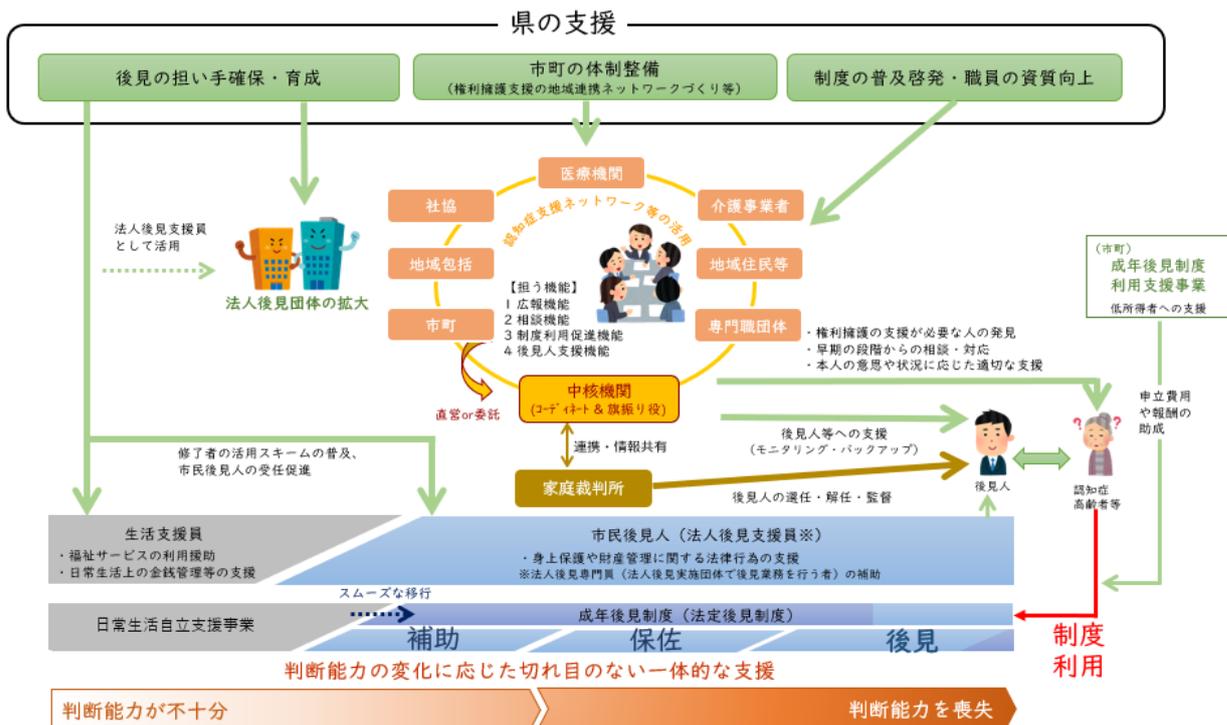
	令和2年12月末	令和3年12月末	令和4年12月末
補助	12,383	13,826	14,898
保佐	42,569	46,200	49,134
後見	174,680	177,244	178,316
任意後見	2,655	2,663	2,739
総数	232,287	239,933	245,087

出典：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月から12月まで）」

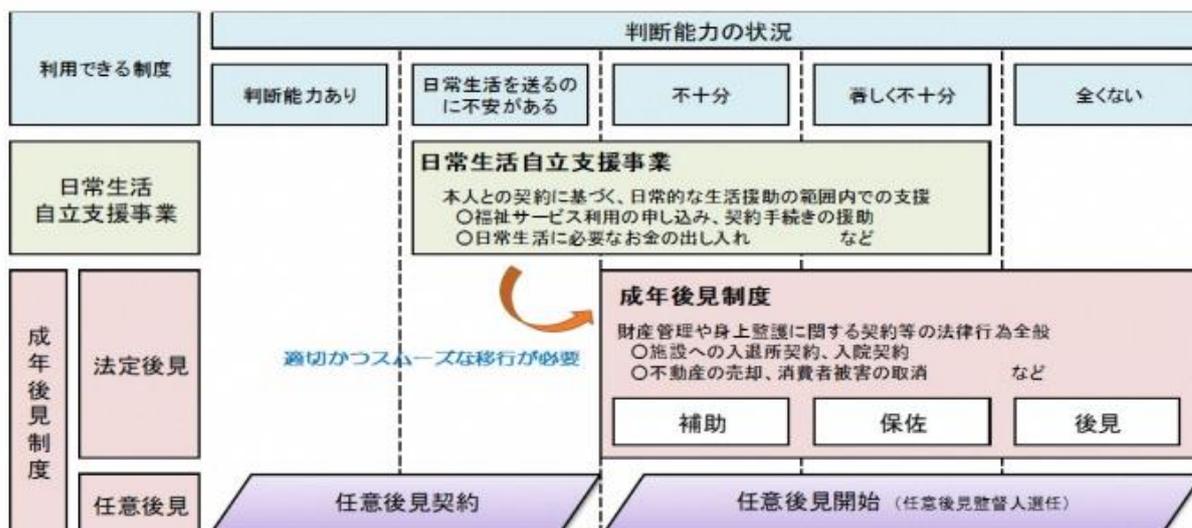
今後の取組

- 権利擁護支援に関する地域のネットワークの中核となる「中核機関」を全市町に設置できるよう支援するほか、市民後見人養成や県民への周知・啓発などの取組を一体的に推進します。
- 申立費用や報酬の助成について、本人や親族による申立の場合でも助成が受けられるなど適切な実施ができるよう市町に対して継続した働きかけを行います。
- 地域における成年後見の担い手確保のため、市町において市民後見人養成研修を実施するための支援を行います。また、県・市町及び関係機関において、市民後見人が実際に活動していくための支援を検討し、活動できる体制を整備します。
- 法人後見を行っている法人が適切に後見事務を実施できるよう研修を継続します。また、社会福祉法人やNPO法人などの新たな担い手への拡大を含めた法人後見の担い手の育成について、弁護士会や司法書士会などの各関係団体と検討を進めます。
- 利用者を中心とした支援を実現できるよう、行政職員や地域包括支援センター職員等に対して、意思決定支援に係る研修を実施します。

長崎県 成年後見制度の利用促進に関する取組



日常生活自立支援事業と成年後見制度



② 日常生活自立支援事業の推進

現状と課題

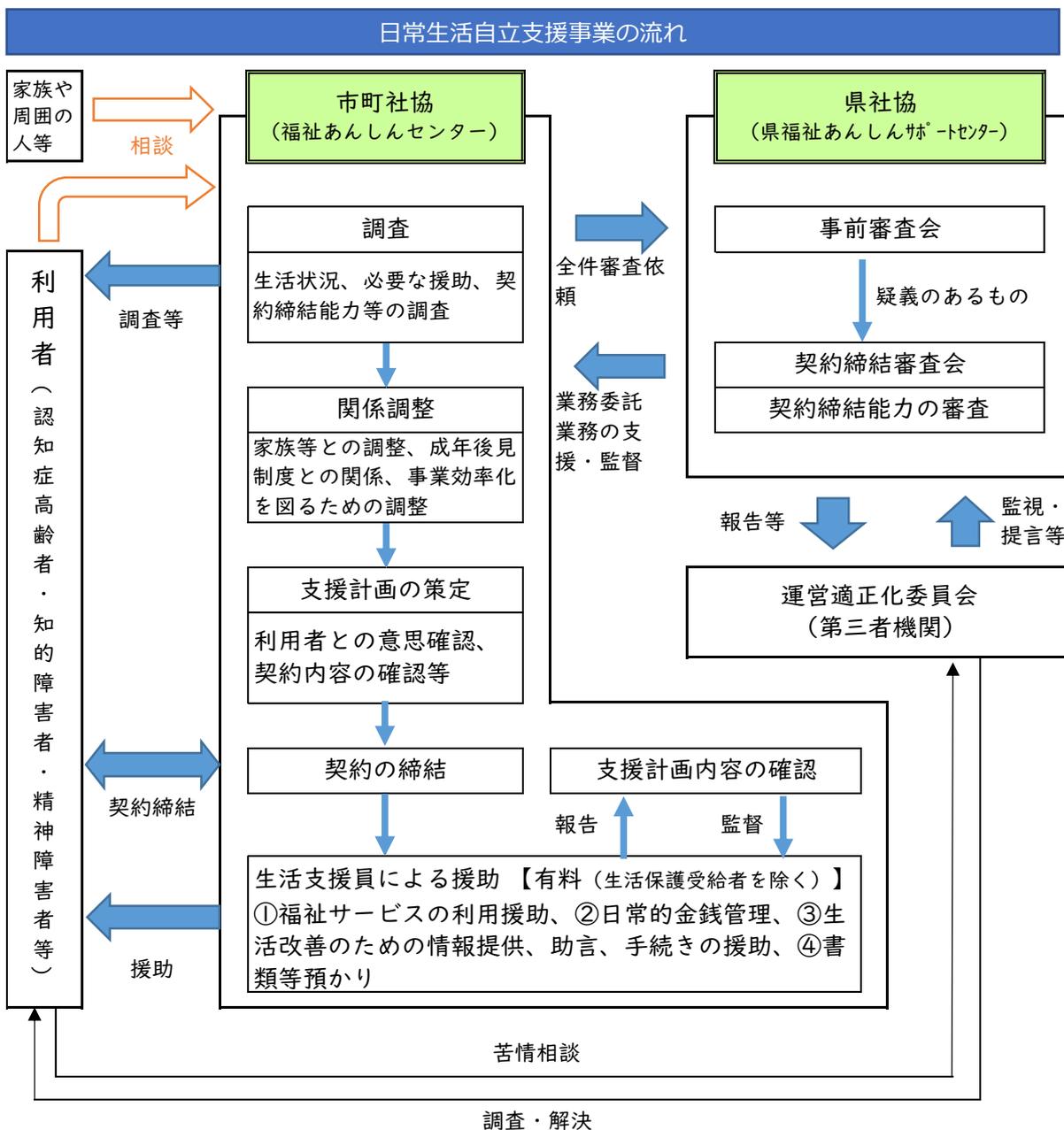
- 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行うもので、長崎県福祉あんしんサポートセンターで実施して

います。

- 認知症高齢者や高齢単身世帯などが増加する中、今後も日常生活自立支援事業の利用者や相談等の増加が見込まれるため、事業運営体制の確保と、どの地域であっても制度の利用や相談が実施できる体制の継続が必要となっています。

今後の取組

- 長崎県福祉あんしんサポートセンターが行う福祉サービスの利用援助等の日常生活自立支援事業について、地域において必要な方が利用することができるよう引き続き取組を推進します。
- 今後の高齢者等の増加に伴う利用者及び相談等の増加に対応するため、継続した事業が実施できる体制を確保します。



<コラム> 市民後見人 ～地域で寄り添い、ともに歩む～

<市民後見人とは>

- 市町・NPO等が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選ばれた方です。

<どんな活動？>

- 親族等が成年後見人等として行う後見活動と同様に、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービス等を利用する際の契約や、財産の管理などを行います。
- ご本人と同じ地域に住む方が、市民の目線で、ご本人の権利を守り、地域に密着した活動を行うことが期待されています。

<市民後見人養成研修>

- 長崎県社会福祉協議会では、県内市町において住民の方を対象に養成研修（基礎編：3日、実践編3日）を実施しています。修了者は、市町村社会福祉協議会が行う法人後見事業の支援員活動などにおいて活躍しています。



NPO 法人 市民後見人の会・ながさき

平成18年に活動をスタートさせた『市民後見人の会・ながさき』は、養成研修を終了した方が中心となり結成し、長崎市を中心に活動しています。市民後見人として認知症や障害のある方を身近な地域で後見活動を行いながら、養成研修での講師や市民後見人の活動に関する普及啓発などの活動をしています。

【市民後見人として活動して…】

- 大きな不安の中での受任でしたが、日々の被後見人さんとの会話や笑顔を見ることでお互いに信頼が深まってきました。『その人らしい』生活が送れるように、被後見人さんの意向や思いを把握し、これからの人生に寄り添い、最期までともに歩いていこうと活動しています。

重点分野7 ケアラーへの支援

家族介護者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会的な支援の充実に取り組みます。

取り巻く状況

- 「ケアラー」とは、高齢や障害、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことです。
- 例えば、高齢者が高齢者家族などの介護を担う「老老介護」、子育てと親などの介護を同時に担う「ダブルケア」、未婚や離婚、きょうだいがいないなどの理由により一人で親などの介護を担う「シングル介護」等が話題になっているように、近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会環境の変化によって、家庭におけるケアの人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっています。また、介護と就労の両立や介護離職したケアラーの経済的問題等も生じています。
- また、子ども（18歳未満）のケアラーは「ヤングケアラー」と呼ばれていますが、本来であれば大人が担うと想定されている病気や障害のある家族等のお世話を忙殺され、本来受けるべき教育を受けることや、同世代との人間関係を満足に作るできないような状況が生じています。
- 県では、ケアラーが、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる社会を実現することを目的として、2023（令和5）年4月1日に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。また、2023（令和5）年度には、ケアラーが孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、支援を必要とするケアラーに届く施策を推進します。

ケアラーへの支援

目指す姿

- ケアラーが、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる。

本計画における目標	基準値	目標値
ケアラー認知度	71.6% (R4)	83% (R8)

現状と課題

- 県内の15歳以上で「ふだん介護している」という人は、約6万9千人と推計されています（2021(令和3)年社会生活基本調査）。
- 県では、2023（令和5）年度に独自の実態調査を実施し、ケアラー（ヤングケアラー）が抱えている課題等をより詳細に把握しました。
- ケアラー当事者への調査結果では、主なケアラーは、「女性」が約7割を占めています。年齢別では「65歳以上」のケアラーが約5割で、うち半数が「75歳以上」でした。特に「75歳以上」のケアラーのうち約4割は、介護保険制度による「要支援」「要介護」の認定を受けており、「老老介護」の現状が明らかになりました。また、「18～64歳」のケアラーでは、約4割の方に「退職・転職した」「勤務時間を減らした」など、お世話による就労状況の変化がありました。
- 県内公立小学校6年生、公立中学校2年生、公立高等学校2年生を対象にしたヤングケアラー実態調査では「家族の中にあなたがお世話をしている人がいる」と回答した児童・生徒が、小学生で4.5%、中学生で4.1%、高校生で2.9%となっています。このうち、多くは「きょうだい」のお世話をしているという回答でしたが、約1割強は、高齢の家族のお世話をしているという回答がありました。
- 「ケアラー」に関する認知度は、県民の約7割となっています（2022(令和4)年度県民モニター調査）。また、ケアラーと関わりがある支援機関（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所）でも、「ほぼすべての職員が知っている」と回答があった事業所等は、7割に留まっています（2023(令和5)年度支援機関向け実態調査）。多くの県民にケアラーに関する理解を深めていただくとともに、支援機関に対する理解促進も課題となっています。

今後の取組

- ケアラー全般の支援体制を強化するためには、高齢、障害、難病、こども、教育、労働など多岐の分野が関係しており、庁内で幅広い部局で連携するとともに、市町、事業者、教育や福祉等の関係機関・団体等の協力のもと推進体制を構築します。
- 2023（令和5）年度に策定する「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、次の4点を施策の柱として位置づけ、長崎県ケアラー支援条例に掲げる目的である「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現」に向けた取組を推進します。

ア) ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動

ケアラーについて身近な問題であることを広く県民に知っていただくため

の普及啓発を行うとともに、ケアラーが自らの悩みや負担について気づき、相談できることを知っていただく取組を推進します。

イ) ケアラー支援を担う人材の育成

ケアラーの発見や相談対応、及び支援には、ケアラーを取り巻く行政や関係機関、教育機関等の多様な関係者が連携しながら関わっていくため、ケアラー支援に関する研修等の機会を多面的に設けることにより、ケアラー支援を担う人材を幅広く育成します。

ウ) ケアラー支援に関する実施体制の整備

ケアラーの地域での孤立防止や、お世話と仕事の両立支援に繋げるため、早期発見の取組を強化し、ケアラー支援に関する身近な相談先の明確化と周知を図ります。また、ケアラー支援に関して様々な主体が実施する各種サービス等の情報を集約し、ホームページ等により紹介すること等により活用促進を図るとともに、相談及び支援にあたっては、支援等を必要とするケアラーの抱える多様な課題に対応するため、ケアラーに寄り添う様々な協議体を活用しながら関係者の連携強化を図ります。

エ) 民間支援団体等による支援の推進

県内で活動している、同じような悩みを抱えるケアラーの交流拠点や相談支援等、多様な民間支援団体や当事者団体の現状を把握し、団体等による取組を県民に周知するとともに、団体等への情報提供や必要な助言等を行います。また、ケアラー支援に関して、地域共生の視点を意識した助け合い活動の創出等を支援する取組を推進します。

条例前文より

【条例の目指すべき姿】

ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるようになる。

【課題】

少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっている。根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出しにくくなっており、受けられる支援すら届かない。 「ヤングケアラー」「老老介護」「ダブルケア」「シングル介護」

【課題解決のために】

ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要。

【条例制定にあたっての決意】

ケアラーに対する理解を深めるとともに、社会全体で支えていく仕組みを構築し、だれ一人取り残さない。

目的 (第1条)

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを旨とする。

基本理念 (第3条)

- ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれないように行われなければならない。
- ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

定義 (第2条)

- ・ ケアラー：
高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ・ ヤングケアラー：
ケアラーのうち、18歳未満の者
- ・ 県民等：
県民、県内に通勤し、又は通学する者及び県内で活動する者
- ・ 事業者：
県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者
- ・ 関係機関：
介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関
- ・ 民間支援団体：
ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体

県の責務 (第4条)

- ケアラー支援に関わる制度間の調整
- 離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえたケアラー支援施策の総合的・計画的実施

県と市町等との連携 (第5条)

- 市町、事業者、関係機関、民間支援団体等との相互連携
- 市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援施策を実施する場合の助言その他必要な支援

県民等・事業者の役割 (第6条・第7条)

- ケアラー支援の必要性についての理解
- 県・市町の施策への協力
- 従業員の勤務への配慮・支援

関係機関の役割 (第8条・第9条)

- 県・市町の施策への協力
- 日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態、教育機会の確保等の確認、支援の必要性の把握



県の推進計画 (第10条)

- ケアラー支援に関する基本方針
- ケアラー支援に関する具体的施策 等

県の主要な施策等 (第11条～第15条)

- 広報啓発活動
- 支援を担う人材の育成
- 計画の実施体制・連携協力体制の整備
- 民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- 必要な財政上の措置

重点分野 8 高齢者に安全・安心な地域づくり

生活の基盤となる住まいを確保するとともに、高齢者自らが望む生活を自立的に送ることができるよう、地域住民・関係者と連携・協働した支援に取り組みます。

取り巻く状況

- 本県の「一般世帯総数」に占める「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」の割合は全国と比較して高く、増加傾向にあります。（2020(令和2)年国勢調査）
- 高齢者の住宅や特定生活関連施設^{※1}のバリアフリー化については、まだ不十分な状況です。また、民間賃貸住宅では、高齢者の入居に消極的な家主も多く、高齢者世帯との契約を拒むこともあります。
- ニセ電話詐欺の被害者の半数程度は高齢者で、認知件数は増加傾向にあるほか、交通事故死者における高齢者の割合が高水準で推移し、避難行動要支援者^{※2}に該当する高齢者も増加するなど、これまで以上に複雑・多様化しています。

(1) 多様な住まいの確保

目指す姿

- 高齢者に配慮された住まいが確保されている。

本計画における目標	基準値	目標値
高齢者向け住宅供給の高齢者人口に対する割合	3.5% (R2)	3.8% (R8)

① 福祉施設の整備及び有料老人ホームの適正運営等

現状と課題

- 介護保険施設以外の住まいとして、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの福祉施設に加え、サービス付き高齢者向け住宅があり、全国的に入所者の高齢化が進み、介護が必要な方が増えてきています。
- 新規介護保険施設の設置が難しい中、こうした「住まい」が特定施設入居者生活

※1 特定生活関連施設：不特定かつ多数の者の利用が一般的な建築物、道路、公園、路外駐車場等。

※2 避難行動要支援者：高齢者など自ら避難することが困難な方で、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

介護事業所の指定を受けることで、要介護者の受け皿となっています。

今後の取組

○ 養護老人ホームの整備

- ・ 入所者の高齢化により介護が必要な方が増えてきていることから、設置者からの要望など、必要に応じ、介護保険給付の対象となる特定施設入居者生活介護の適用となる施設への全部又は一部転換を推進します。

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備

- ・ 軽費老人ホームについては、全室個室化された「ケアハウス」と呼ばれる類型のみ、地域の実情に応じ適切に整備します。その他の類型については、居住環境改善のためケアハウスへの転換を推進します。
- ・ 入所者の高齢化により介護が必要な方が増えてきていることから、必要に応じ、介護保険給付の対象となる特定施設入居者生活介護の適用施設への全部又は一部転換を推進します。

○ 有料老人ホームの適正運営等

- ・ 有料老人ホームの設置にあたっては、「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、計画段階から市町と連携し、適正な整備を図ります。
- ・ 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、軽度要介護者の受け皿として期待されており、市町・事業者との事前協議をもとに、市町における利用見込者数を踏まえ、市町と連携し適正な整備を図ります。
- ・ 有料老人ホームの定義に該当する施設については、老人福祉法に基づき適正な業務運営がなされるよう必要な指導を行います。

表 養護老人ホームの整備状況（2023(令和5)年4月1日現在）

（単位：箇所、人）

区分	県合計	老人福祉圏域							
		長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
施設数	30	7	6	5	6	2	1	1	2
定員	1,710	350	385	295	310	100	50	110	110

長崎県長寿社会課

表 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備状況（2023(令和5)年4月1日現在）

（単位：箇所、人）

区分		県合計	老人福祉圏域							
			長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
A型	施設数	6	4	1	1	0	0	0	0	0
	定員	300	200	50	50	0	0	0	0	0
ケアハウス	施設数	32	12	9	5	4	1	0	0	1
	定員	1,490	569	430	250	161	30	0	0	50

長崎県長寿社会課

表 有料老人ホームの設置届出状況（2023(令和5)年4月1日現在）

(単位：箇所、人)

区分		老人福祉圏域								
		県合計	長崎	佐世保 県北	県央	県南	五島	上五島	壱岐	対馬
介護付 有料老人ホーム	施設数	38	10	19	2	7	0	0	0	0
	定員	1,372	397	708	59	208	0	0	0	0
住宅型 有料老人ホーム	施設数	157	56	27	36	16	19	2	0	1
	定員	3,394	1,448	461	1,056	154	235	19	0	21
健康型 有料老人ホーム	施設数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	施設数	195	66	46	38	23	19	2	0	1
	定員	4,766	1,845	1,169	1,115	362	235	19	0	21

長崎県長寿社会課

② 高齢者が住みやすい住宅の確保

現状と課題

- 今後の単身高齢世帯等の増加により、高齢者を含め住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）の居住ニーズが高まる見込みです。
- 住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保のためには、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援体制の構築が必要です。
- 段差解消をはじめ、高齢者に対応した住宅のバリアフリー化については、十分とは言えません。

今後の取組

- 居住支援協議会等と連携しながら高齢者の住まいの確保を推進します。
- バリアフリー構造を備え、安否確認・生活相談サービスを提供できる高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅ならびに住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット登録住宅）の登録を促進します。
- 既存公営住宅については、エレベーター設置、手すりの設置、段差解消等のバリアフリー化及びキッチン・バスルーム・洗面室の3か所の給湯を1台の給湯機でまかなう3か所給湯を行うことにより、高齢者が安心して生活できるような住戸改善事業を推進します。

(2) 安心して暮らすための支援の充実

目指す姿

- 高齢者に対するリスクに配慮された環境が整っている。

本計画における目標	基準値	目標値
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	洪水 71% 土砂 65% (R4)	100% (R8)

① 福祉のまちづくり事業の推進

現状と課題

- すべての人が安心して暮らし、社会参加のできる福祉のまちづくりの実現に向けては、既存施設等のバリアフリー化を図ることが必要ですが、十分とは言えません。
- 県内における福祉のまちづくりやユニバーサルデザイン^{※1}の取組を県民や関係団体等に対し周知する機会が不足しています。
- 障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）^{※2}の不適正利用により、本当に必要な人が利用できないケースが見受けられています。
- ヘルプマークは援助や配慮を必要としている者を表すマークで、障害者のみならず高齢者も対象ですが、配布枚数が少ない状況です。

今後の取組

- 「長崎県福祉のまちづくり条例^{※3}」の対象施設である特定生活関連施設について、整備基準の遵守の指導や「適合証」の交付などにより、バリアフリー化を促進します。
- 福祉のまちづくりやユニバーサルデザインに対する県民意識の醸成を図り、県全体の気運を高めるため、福祉のまちづくり表彰などの普及啓発事業を継続的に実施します。
- 障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）の適正利用を図るため、制度周知を行い、利用証の交付や協力施設の登録拡大を図ります。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍などの違いに関わらず、はじめからすべての人にとって安全、安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス、環境などをデザインすること。

※2 障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）：公共的施設等の車椅子利用者用駐車場及び建物出入口付近の位置に設けられた一般駐車場について、歩行困難な利用対象者（身体障害者、高齢者、妊産婦等）に利用証を交付し、利用できる方を明確にするための駐車区画を確保するため、県に協力施設として登録した駐車場。

※3 長崎県福祉のまちづくり条例：高齢者、障害者等の行動を妨げている障壁を取り除き、すべての人が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために定められた条例。

- 情報誌等の各種広報媒体を活用し、高齢者に対してヘルプマークを普及します。

② 福祉サービスに関する利用者からの苦情の解決

現状と課題

- 福祉サービスに対する苦情については、利用者とサービス提供事業者との間で利用契約が結ばれているため、当事者間で解決に向けて努力することが基本ですが、当事者間では解決できない場合があります。

今後の取組

- 解決斡旋機関として、県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、中立・公平な立場で問題の解決に向けた対応を行い、福祉サービスの適切な利用または提供を図ります。

③ 犯罪被害・交通事故等の防止活動

現状と課題

- 刑法犯認知件数に占める高齢者被害の割合は、この10年間、全体の10パーセントを超える状況が続いているほか、ニセ電話詐欺認知件数に占める高齢者被害の割合についても、概ね全体の50パーセント前後で推移しています。
- 高齢者が関連する交通事故は、発生件数、死者数及び重傷者数のいずれも年々減少傾向で推移している一方、事故全体に占める高齢者の割合は年々増加しており、特に交通事故死者数に占める高齢者の割合は全体の7割を超えるなど、今後も高齢者が関連する交通事故の発生が懸念されます。
- 効果的な災害対策を推進するため、警察活動のみならず、関係機関・団体、事業者及び地域住民との連携・協働を強化し、官民一体となった取組を行う必要があります。

高齢者被害に係る刑法犯認知件数

(単位：件・%)

	H25年	H28年	R元年	R4年
刑法犯認知件数	7,318	4,659	3,394	3,244
うち高齢者	862	528	428	434
割合(%)	11.8	11.3	12.6	13.4

資料：県警本部

高齢者被害に係るニセ電話詐欺認知件数 (単位：件・%)

	H25年	H28年	R元年	R4年
ニセ電話詐欺認知件数	109	96	36	113
うち高齢者	56	70	21	58
割合(%)	51.4	72.9	58.3	51.3

資料：県警本部

高齢者関連事故の発生状況 (単位：件・%)

	H25年	H28年	R元年	R4年
発生件数	2,002	1,765	1,481	1,113
構成率 (%)	27.9%	31.2%	37.4%	42.6%
死者数	31	30	16	19
構成率 (%)	66.0%	73.2%	48.5%	70.4%
負傷者数	1,450	1,195	905	640
構成率 (%)	15.7%	16.1%	17.7%	19.3%
うち重症者数	234	205	151	141
構成率 (%)	34.0%	39.8%	41.6%	47.5%

注1 発生件数は高齢者の関連事故件数、死者・負傷者は高齢者の死者・負傷者数

注2 構成率は、それぞれ全事故件数、全死者数、全負傷者数に占める割合 資料：県警本部

今後の取組

○ ニセ電話詐欺対策について

- ・ ニセ電話詐欺の被害に遭うおそれのある高齢者世帯に対し、自動通話録音（警告）機の貸出し及びコールセンターによる被害防止広報啓発を実施します。
- ・ 老人クラブの会合、独居高齢者に対する巡回連絡等の機会における防犯講話・防犯指導を推進します。
- ・ 金融機関、コンビニエンスストア等に対し、特に高齢者に対する声掛けを依頼するなど関係機関・団体と連携した水際対策を行います。
- ・ 各種広報媒体の活用、キャンペーンの開催等による広報啓発活動を推進します。

○ 交通安全対策について

- ・ 自治体及び関係機関・団体と連携した広報キャンペーン、交通安全講習、高齢者訪問指導活動等を実施し、地域が一体となった高齢者の交通事故抑止対策を推進します。
- ・ 歩行者の交通ルールや電動車椅子の安全な利用方法について周知するとともに、夜間における反射材の着用を促進するなど高齢歩行者対策を推進します。
- ・ 参加・体験型講習会を開催し、加齢に伴う身体機能の変化が及ぼす運転への影響について周知するとともに、安全運転サポート車の普及啓発を促進し、高齢

運転者対策を推進します。併せて、運転に不安を感じる高齢運転者が運転免許を自主返納しやすい環境づくりを推進します。

- ・ 交通安全施設の整備、生活道路対策等高齢者の安全に配慮した交通環境の整備を推進します。
- 災害対策について
 - ・ 巡回連絡等各種警察活動を通じて、避難行動要支援者その他災害時に支援が必要な方及びそれらの者が入所する施設の実態を把握します。

④ 高齢者防火対策の推進

現状と課題

- 直近 2022（令和 4）年度の住宅火災発生件数は 120 件で、住宅火災による死者数は 31 件、うち 65 歳以上は 17 件、約 9 割を占めています。
- 高齢者の火災による死者を減少させるための防火対策が求められています。

今後の取組

- 県内各消防本部による独居・高齢者宅等の訪問防火診断や住宅用火災警報器の設置の推進に加え、長崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて 10 年以上を経過していることから、機器の交換等、維持管理の働きかけを行います。

⑤ 災害時の高齢者対策の推進

現状と課題

- 災害対策基本法により、高齢者や障害のある方等のうち、災害時に自力で避難することが困難で、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町長に義務づけられており、本県では全市町が名簿を作成しています。
- 2021（令和 3）年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が市町の努力義務となり、要支援者に対する計画の策定率は増加してきてはいるものの、36%と低い状況にあります。
- 特に、近年、台風や集中豪雨による洪水・土砂災害等が多発しており、高齢者などの要支援者が安全に避難できる計画の作成や防災対策が必要です。

今後の取組

<居宅高齢者等（避難行動要支援者）への対応>

- 市町避難行動要支援者担当課長等会議を開催し、各市町の進捗状況の確認を行うとともに、対策の推進に向けて諸課題の把握や情報交換等を行います。
- 国の加速化促進事業を活用し、防災部局と連携して個別訪問等による個別避難計画の進捗や課題を共有するとともに、課題解決に向けて先進事例の紹介や専門家の派遣等を行い、市町の計画策定を支援します。
- 市町の実務者を対象に研修会を開催し、避難行動要支援者対策の取組を促進します。

<高齢者施設への対応>

- 災害時の避難計画について、県のモデル避難計画を活用しながら施設の計画策定を支援するとともに、職員の教育、避難訓練、設備や資器材等の整備・点検等への指導、助言を行います。また、災害時における利用者の安全確保とサービス提供機能維持のため、国庫補助制度の活用等による防災・減災対策を推進します。
- 有事の際には、災害情報システムにより情報を把握し、関係団体との協定に基づき人材・物資・車両の確保などを支援します。

⑥ 感染症対策の推進

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症は感染力が強く、5類移行後においても、多くの施設で感染が拡大したことで、職員が不足し、サービス提供継続が困難となる施設がありました。
- 新型コロナウイルス感染拡大時期においては、救急要請が増加したことで医療体制がひっ迫し、施設内療養者の容体が急変等した場合に医療提供を求めても対応できない事案が発生しました。
- 本県ではこれまで感染防止対策として、ワクチン優先接種の支援や従業者への集中検査、新規入所者へのスクリーニング検査を実施してきたことに加え、感染発生施設への支援として、衛生資材の配布や応援職員派遣、サービス提供体制確保補助事業による感染対策に要した経費等の支援を行ってきました。また、その他の対策として、施設の感染対応力の向上のための研修、健康管理アプリ「N-CHAT」導入などにも取り組んできたところです。
- 外部からの感染を防止するため、家族等による面会が中止されたことに伴い、利用者によっては、フレイルや認知症の進行がみられました。

今後の取組

- 新型コロナウイルス感染症などの感染力の強い新興・再興感染症に対する感染制御や施設内療養に適切に対応できるよう、国の標準マニュアルの啓発や専門家による実地研修等により、施設の感染対応力の底上げを図ります。
- 感染の蔓延時においても、施設への医療提供が確保されるよう、平時から施設と医療機関との連携強化を図ります。
- 面会については、つながりや交流が利用者・家族の心身に与える影響の観点から、感染対策を講じながらの取組が求められているため、専門家による実地研修等で面会時の感染対策を指導するなど、施設の取組を支援します。

(3) 高齢者等への見守り

目指す姿

- 見守りを必要とする人を、様々な人々や方法により、地域全体で見守ることができるとする。

本計画における目標	基準値	目標値
高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワークである「消費者安全確保地域協議会」の設置市町数	14 市町 (R4)	21 市町 (R7)

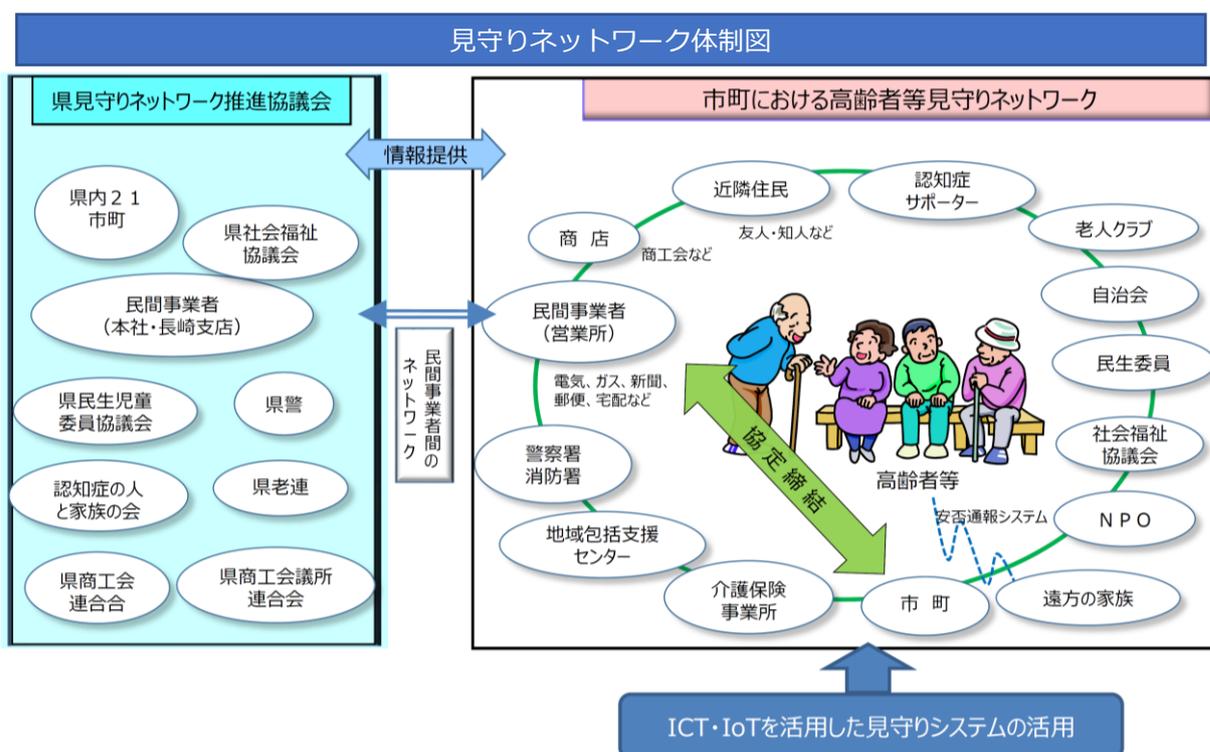
① 多重の見守り体制の整備

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯や認知症など支援を要する高齢者の増加が見込まれる一方、地域コミュニティは希薄化しており、それを補完するために多様な主体による見守りの体制が必要です。
- 県内全ての市町において、民間事業者と見守り協定の締結を行っていますが、地域の見守り活動を担う方の高齢化や人手不足も起こっています。それを補完し、効率的な見守りの実施につなげる ICT・IoT 機器を活用した見守りシステム・サービスが開発されており、徐々に普及しています。
- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際などに早期発見・保護に繋がるよう、市町の圏域を越えても対応できる見守りネットワークが必要とされています。

今後の取組

- 見守りを必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町や関係機関・団体、民間事業者で構成する長崎県見守りネットワーク推進協議会を開催することで、見守り活動の目指す姿や課題を共有し、日常的な安否確認から有事の通報・捜索体制まで整えられた見守り体制の構築・推進を支援します。
- 地域で見守りを行う人的ネットワークを形成するためのマンパワー不足への対応など、市町の課題に合った見守り対策を引き続き検討するとともに、ICT・IoT機器を活用した見守りシステム・サービスの普及や複数の市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築に向けた取組を進めます。
- 認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や企業・職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を図るとともに、認知症の人や家族の生活支援を行うチームオレンジの整備を進め、認知症高齢者の見守り体制を強化します。



② 消費生活の安全確保

現状と課題

- 相談体制の充実と併せて、被害の予防・拡大防止のための広報啓発の取組が重要ですが、家に閉じこもりがちな高齢者には情報が届きにくい状況にあります。

今後の取組

- 消費者トラブルの防止と救済を図るため、住民に身近な市町の消費生活相談窓口をはじめ苦情相談体制の充実を図るとともに、県消費生活センターの機能強化により市町の支援に努めます。
- 消費者トラブルの予防や被害の拡大防止のため、市町や警察など関係機関と連携し、悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供と注意喚起、相談窓口の周知など広報啓発に努めます。
- 消費者トラブルに関する講座の開催や講師派遣により、高齢者に対して直接注意を呼びかけるとともに、ヘルパー等在宅福祉関係者や民生委員等を対象とした講座の開催により、地域全体での高齢者の見守りを促します。
- 高齢者見守りネットワーク等と一体となった消費者安全確保地域協議会の全市町への設置を促し、高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。

種類別上位の消費生活相談受付件数（令和4年度）

	構成比	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (2,153件)	100%	化粧品 (210件)	商品一般 (143件)	レンタル・リース・貸借 (104件)	役務その他 (82件)	他の教養・娯楽 (78件)
60歳代 (407件)	18.9%	化粧品 (50件)	商品一般 (30件)	移動通信サービス (16件)	役務その他 (16件)	郵便・貨物運送サービス (15件)
70歳以上 (592件)	27.5%	化粧品 (46件)	商品一般 (45件)	工事・建築・加工 (28件)	健康食品 (27件)	役務一般 (27件)

出典：県消費生活センター業務報告（令和4年度版）

特殊販売形態別の消費生活相談受付件数（令和4年度）

	相談件数 (全体)	60歳代		70歳以上		
		件数	全体に占める割合	件数	全体に占める割合	
訪問販売 104	62	家庭訪問	11	17.7%	33	53.2%
		その他	5	11.9%	12	28.6%
通信販売 865	636	インターネット通販	119	18.7%	91	14.3%
		その他	35	15.3%	88	38.4%
電話勧誘販売	131	21	16.0%	47	35.9%	
マルチ等商法	38	8	21.1%	11	28.9%	
ネガティブオプション（送付け商法）	3	0	0.0%	1	33.3%	
訪問購入	20	4	20.0%	9	45.0%	
その他無店舗の展示販売	18	3	16.7%	6	33.3%	
合計	1,179	206	17.5%	298	25.3%	

出典：県消費生活センター業務報告（令和4年度版）

用語の説明

商品一般	商品名を特定できない商品。電子マネー、プリペイドカード、商品券、商店での接客態度など。架空請求も含まれる。
役務その他	既存の区分に該当しない役務。興信所、弁護士、司法書士、行政書士、廃品回収、広告代理サービス、保険等の申請代行サービス。
他の教養・娯楽	スポーツ施設、遊興施設、レジャーランド、インターネットゲーム、出会い系サイト、宝くじ、ギャンブル情報など。
移動通信サービス	携帯電話・スマートフォン等の移動通信及びそれらに関するサービス。
役務一般	役務名を特定できない役務。複数の特典が組み合わされた複合サービス会員。
マルチ商法	加入者が次々に他人を販売組織に加入させ、商品の販売や販売員を増やすことで利益を得ようとする商法。
ネガティブオプション (送付け商法)	注文していないのに商品を勝手に送りつけ、受け取ったことで支払義務があると消費者に勘違いさせ、代金を一方的に請求する販売手法。
訪問購入	事業者が、各戸訪問など店舗以外の場所で貴金属などの物品を消費者から買い取るもの。

③ 認知症等により運転免許を返納した高齢者に対する支援の推進

現状と課題

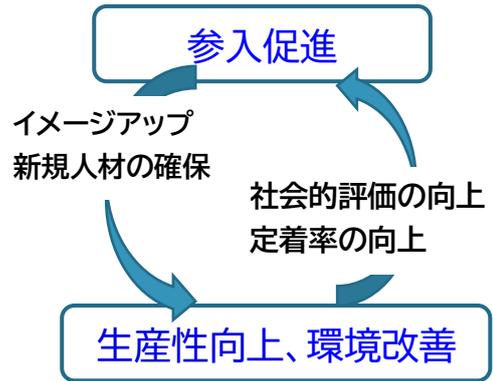
- 医師の診断により認知症とされ、又は認知機能が低下していると認められる高齢者が運転免許証を自主返納した際に、各地域の地域包括支援センター等と情報を共有することで、各市町による迅速かつ適切な支援へとつなげていく必要があります。

今後の取組

- 県警と各市町との相互連絡体制を構築し、高齢者の円滑かつ効果的な生活支援を図ることを目的とした「運転免許を自主返納した者等に対する市町への支援連絡制度」の周知に努め、地域包括支援センター等との情報共有を推進します。

重点分野 9 介護人材の確保・定着

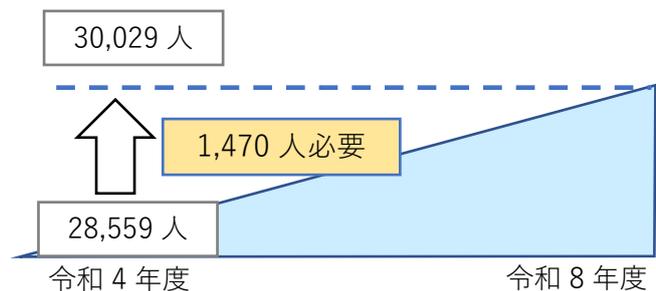
多様な人材の参入促進と、職員に長く働いてもらえる環境改善を相乗的に推進するとともに、テクノロジーの活用等により、生産性や介護の質の向上を図り、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・定着に努めます。



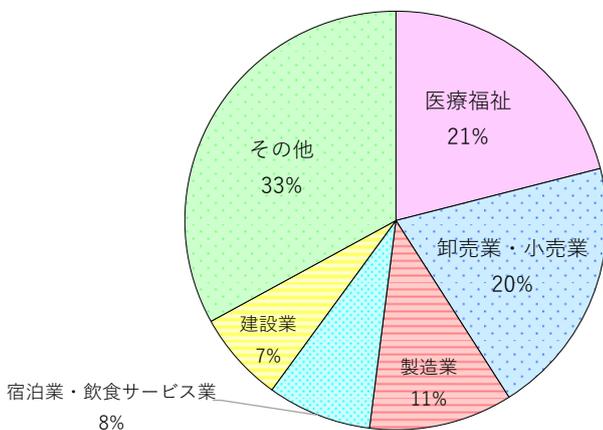
取り巻く状況

- 2040（令和 22）年に向け、生産年齢人口の減少により担い手不足はさらに深刻になると見込まれており、介護人材の確保・定着の取組を引き続き強化する必要があります。
- 国の統計において、本県の介護職員数は、2022（令和 4）年度に 28,559 人となっています。各保険者による介護サービスの利用者数の見込を基に推計した介護職員の必要数は、2026（令和 8）年度に 30,029 人であり、新たに 1,470 人が必要となります。
- 介護業界は、介護の仕事のイメージアップにより、若い世代の担い手を増やすことが重要であると認識しており、官民一体となった効果的な取組が必要です。
- 今後は、テクノロジーの活用による業務効率化や、賃金の向上等により、生産性向上や働きやすい職場環境づくりを推進する必要があります。
- 医療・福祉で働く従業者は 21%と県内産業で最大であり、そのうち老人福祉・介護事業は 6%を占め、県内雇用を支えている業種です。

長崎県の介護職員数の推計



県内の業種別就業者の割合（R3）



業種区分	H28年度	R3年度
医療・福祉	19.7%	⇒ 21.3%
上記のうち社会保険・社会福祉・介護事業	9.2%	⇒ 10.4%
上記のうち老人福祉・介護事業	5.9%	⇒ 6.1%

【出典】経済センサス活動調査（総務省統計局）

目指す姿

- 地域包括ケアシステムを支える介護人材が確保されている。

本計画における目標	基準値	目標値
介護職員数	28,559 人 (R4)	30,029 人 (R8)

① 多様な人材の参入促進

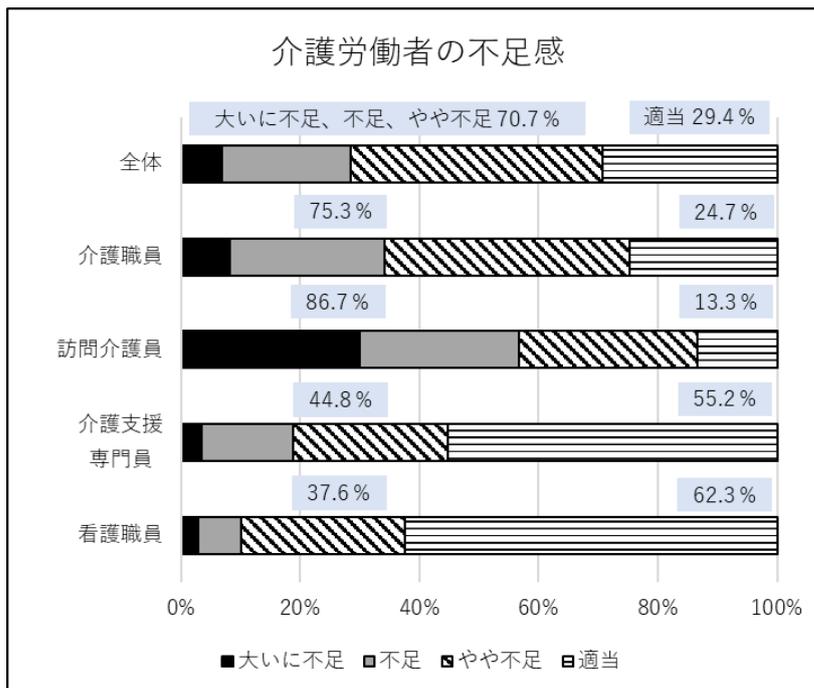
現状と課題

- 介護サービスの職業の有効求人倍率は高く、事業所の求人ニーズに対し、介護職を希望する求職者が少ない状況です。

	R2	R3	R4
介護サービス	2.24倍	2.47倍	2.50倍
全職業	0.87倍	1.10倍	1.20倍

【出典】雇用関係指標（厚生労働省）

- 介護職員は増加傾向であるものの、介護職員を始め、介護支援専門員、看護師、機能訓練指導員、栄養士、調理師など、様々な職種で人材不足を感じている事業所が増えており、運営上の問題として、人材確保が困難としている事業所が5割あります。
- 訪問介護員の人材不足感は非常に強く、人材の確保が困難な状況であり、職員の高齢化が進んでいます。



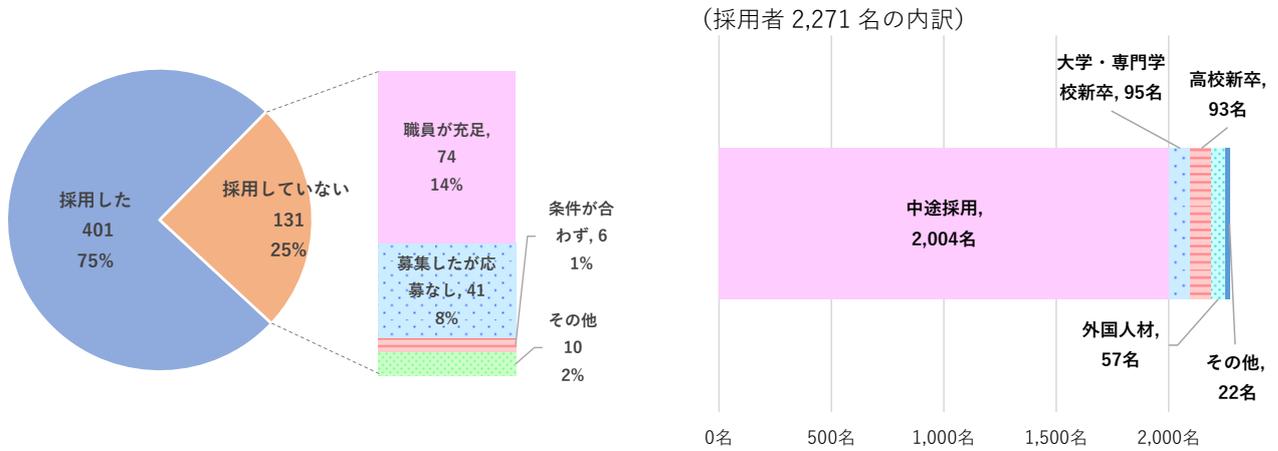
運営上の問題点 (%)

良質な人材確保が困難	49.5
収入面から十分な賃金を払えない	42.1
書類作成が煩雑で、時間がない	32.3
教育の時間が十分に取れない	28.5
経営が苦しく、環境改善等が困難	27.1

【出典】令和4年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 高校・専門学校・大学等の新卒者の採用実績は全体の1割弱に留まる一方で、中途採用者や有資格者などの即戦力の採用ニーズが高い状況です。

福祉・介護人材の採用状況(令和3年度)

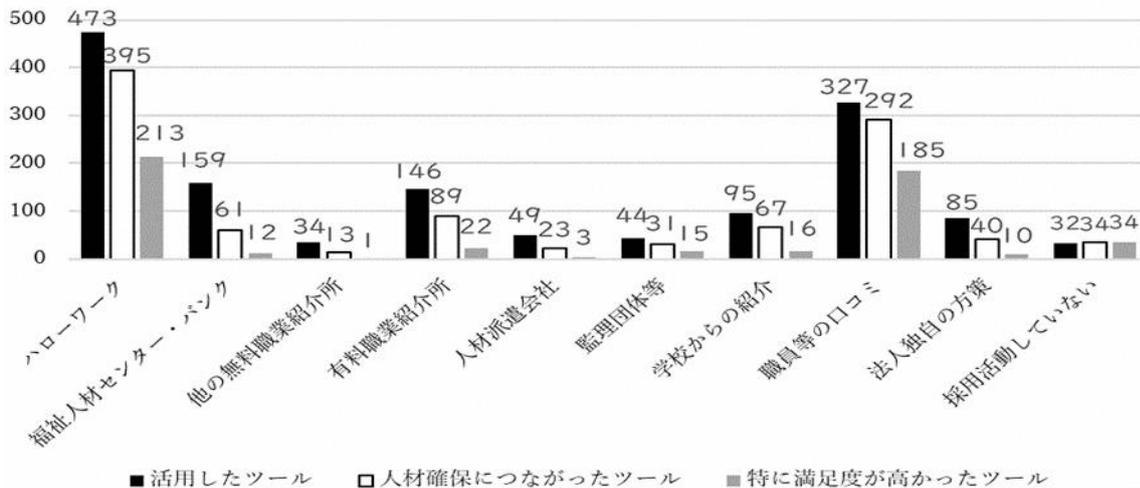


【出典】令和4年度福祉・介護人材確保に関する実態調査（長寿社会課）

- ハローワーク、職員からの口コミを通じた採用が多い一方で、必要な人材を確保するため、有料職業紹介所を活用している事業所もあります。

福祉・介護人材の確保のために活用しているツール

(n=532 法人)



【出典】令和4年度福祉・介護人材確保に関する実態調査（長寿社会課）

今後の取組

- 基礎講座・介護のしごと魅力伝道師講話、介護の職業体験イベント、SNS等での魅力発信プロモーション等を展開することで、若い世代（小中高生等）に対して、介護の仕事の魅力を伝えます。
- 高校生に対し、インターンシップや介護ロボット体験等を実施し、介護現場を身

近に感じてもらうことで、県内事業所への入職や定着を促進します。

- 介護福祉士養成施設の学生（留学生含む）に修学資金を貸与し、中核人材を育成します。
- 福祉の無料職業紹介所である福祉人材センターにおいて、窓口のオンライン化促進、大規模面談会の開催、ハロートレーニング[※]の受講促進による有資格者の育成、介護事業所のニーズに合った求職者の紹介等を実施するなど、離職者等と介護事業所のマッチングを図ります。
- 介護事業所で掃除・洗濯・話し相手等の周辺業務を担う介護サポーターについて、体験事業や業務切り分け等の支援等により活用促進を図るとともに、元気高齢者等が活躍できる環境を構築します。

<具体的な取組>

対象等	具体的な取組
介護の仕事に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護業界や市町と一体となり、介護職員自らが介護の仕事の魅力を発信することを支援します。 ◇小中高生や教員に対し、高齢者や介護に関する「基礎講座」や、介護現場への「介護の仕事体験バスツアー」を実施します。 ◇若手介護職員を「介護のしごと魅力伝道師」に認定して養成し、中学や高校における講話を実施します。 ◇パンフレット「Ichigo Kaigo」、SNS、テレビ、情報誌等の多メディアを活用し、中高生や保護者など県民へ介護の魅力を発信します。 ◇小中高生向けの福祉の職業体験などの参加型イベントを開催します。
高校生向け対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇高校への福祉の仕事の出張説明会や、介護職インターンシップ（1日就業体験）を実施し、高校生の介護への触れ合いを促進します。 ◇介護福祉士を目指す福祉系高校生に対し、実習費等の修学資金を貸与するとともに、介護現場で活躍中の介護ロボットの体験会や、各地域で事業所合同説明会を開催し、介護職への就業を促進します。 ◇介護施設向けの新卒者確保セミナーを開催するなど、若手人材確保を支援します。
介護福祉士養成施設学生向け対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護福祉士養成施設の学生（留学生含む）に修学資金を貸与し、将来の中核人材を養成します。 ◇介護福祉士養成施設の入学生確保のためのPR活動を支援します。

※ ハロートレーニング：希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度。

<p>離職者等 向け対策</p>	<p>◇福祉の無料職業紹介所である福祉人材センターにおいて、窓口のオンライン化促進、合同面談会の開催、介護事業所のニーズに合った求職者の紹介等を実施し、市町・市町社協・ハローワーク等との連携を強化します。</p> <p>◇移住希望者に対し、介護の仕事で働く魅力を発信します。</p> <p>◇再就職する方に対する就職準備金や、介護職未経験者で介護職員初任者研修[※]等を修了し、介護職員として就業する方に対する就職支援金の貸与により、介護職で働く人材の確保・定着を図ります。</p> <p>◇ナースセンターによる就業相談や無料職業紹介事業と連携し、介護施設の看護師確保に努めます。</p>
<p>元気高齢者向 け対策</p>	<p>◇関係機関や市町と連携し、介護の周辺業務（掃除・洗濯・話し相手等）を担う介護サポーターについて、高齢者へ積極的に周知するとともに、介護事業所で体験事業を実施し、高齢者がいきいきと地域コミュニティで活躍することを支えます。</p> <p>◇介護施設の仕事の切り分けなどを支援し、身近な介護施設で介護サポーターとして働ける環境整備に努めます。</p> <p>◇介護職希望者や家族介護者等向けに、21時間の入門的研修を開催し、介護に関する基礎的な知識を習得した人材を増やします。</p>

② 外国人材の活用

現状と課題

- 介護分野で働く外国人を受け入れる仕組みは、「在留資格（介護）」、「特定技能」、「技能実習」の3種類があります。このほか「EPA（二国間の経済連携協定）」がありますが、本県では受入れ実績がありません。
- 介護分野の技能実習は2017（平成29）年度から開始され、本国への技術移転を目的とするもので、施設等で実習しながら最長5年間滞在できます。特定技能は人手不足に対応するため一定の技能を有する外国人労働者の受入制度であり、介護分野は2019（令和元）年度から開始されました。
- 在留資格（介護）は、介護福祉士の資格を取得し、業務に従事することで得られ、更新することで永住が可能な資格です。
- 生産年齢人口が減少し、介護人材の確保が難しくなる中、介護分野において外国人は貴重な担い手となっています。
- 本県は、ベトナムの3つの大学と「介護分野における協力に関する覚書」を締結

※ 介護職員初任者研修：介護職として働く上で基本となる知識・技術を習得する研修。

し、大学が推進する人材と県内事業所とのマッチングを推進しています。

- 外国人の活用にあたっては、計画等を作成しフォローを行う団体（監理団体）に支払う費用や宿舍などの受入体制、文化への理解などが必要です。

本県の外国人介護人材数

在留区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度
在留資格「介護」	24 人	67 人	92 人
特定技能	0 人	10 人	73 人
技能実習※	42 人	80 人	153 人
合 計	66 人	157 人	318 人

※医療・福祉で働く
技能実習生数

【出典】在留資格「介護」：在留外国人統計（出入国在留管理庁）
特定技能：特定技能在留外国人数の公表（出入国在留管理庁）
技能実習：外国人雇用状況（長崎労働局）

今後の取組

- 日本語教育、外国人材の介護福祉士の資格取得支援や、外国人材を活用する事業所の拡大、ベトナムの看護系大学生とのマッチングにより、外国人材のさらなる確保を図ります。

<具体的な取組>

- ・ 特定技能や技能実習の外国人介護人材に対し、日本語研修に加え、介護福祉士資格対策講座を実施するなど、県内の事業所で長期間働いてもらえる環境づくりを推進します。
- ・ 外国人介護人材受入促進セミナーなどを開催することで、初めて外国人材を活用する介護施設を積極的に支援し、外国人材を受け入れる介護事業所の拡大を図ります。
- ・ 覚書を締結したベトナムの大学の学生に本県の魅力を PR し、県内事業所とのマッチングを推進します。
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生に対し、介護福祉士養成施設で学ぶための修学資金を貸与し、将来の中核人材を養成します。
- ・ 国に対し、外国人材受入に伴って必要となる経費への支援を要望します。

③ 働きやすい環境づくり

現状と課題

- 2022（令和4）年度までの5年平均の離職率について、本県の介護労働者では13.7%であり、全職業より低い状況です。

介護労働者と全職業の離職率推移

単位：%

		H30	R元	R2	R3	R4	5年平均
介護労働者	全国	15.4	15.4	14.9	14.1	14.3	14.8
介護労働者	長崎県	11.4	12.7	15.0	13.4	16.2	13.7
全職業	全国	14.6	15.6	14.2	13.9	15.0	14.7
全職業	長崎県	9.7	17.8	19.3	13.8	13.4	14.8

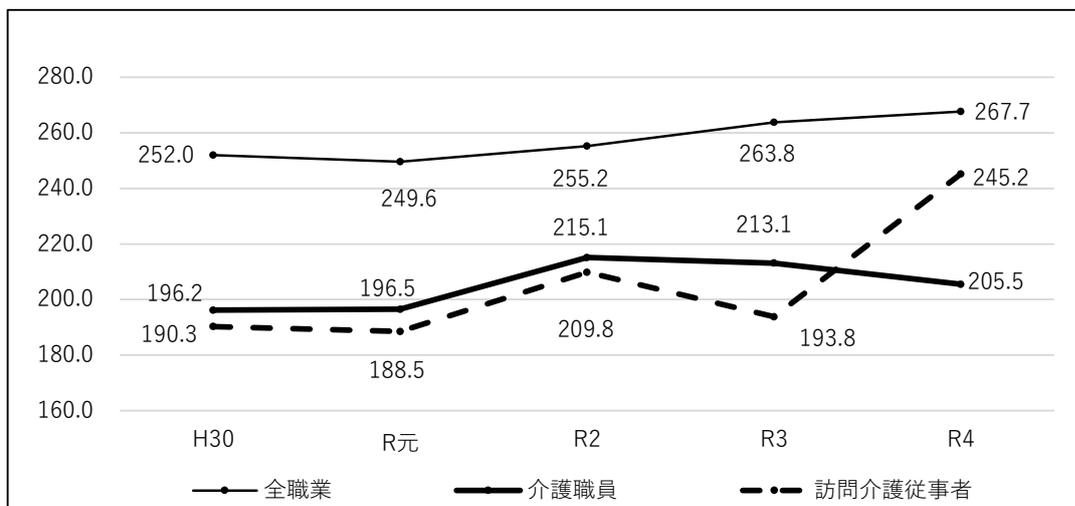
全職業：雇用動向調査（厚生労働省）

介護労働者：介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 介護職員の所定内給与月額については、2022（令和4）年度に205,500円と従前より上昇していますが、全産業平均よりも6万円低い状況です。

県内の職種別の所定内給与月額

（千円）



【出典】賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

- 5割超の介護労働者が「人手が足りない」と感じており、続いて「仕事の割に賃金が低い」「身体的・精神的負担がきつい」などの悩みを抱えています。

県内介護労働者の働く上での悩み等

人手が足りない	仕事の割に賃金が低い	身体的負担が大きい	休憩が取りにくい	健康面の不安がある	精神的にきつい	業務に対する社会的評価が低い
55.4%	41.6%	33.4%	26.6%	24.6%	23.3%	20.3%

【出典】令和4年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

今後の取組

- 生産性の向上や賃金の向上等により、働きやすい職場環境づくりを図り、職員が介護の仕事に強く誇りを感じるとともに、介護職の社会的評価を高めることが重要となります。
- 国に対し、賃金等の処遇改善を要望するとともに、専門家のプッシュ型支援により、介護職員処遇改善加算等の取得をさらに促進します。
- 認証制度（Nは一と）による働きやすい職場環境の推進、ハラスメント対策など、人材の確保定着につながる労働環境の改善を推進します。
- 新人や中堅等、階層別の研修開催や、介護福祉士実務者研修[※]の受講費用貸与等により、専門性を有する職員を育成します。

<具体的な取組>

取組の区分	具体的な取組
賃金の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ◇国に対し、賃金等の処遇改善を要望します。 ◇介護職員処遇改善加算等の制度を周知するとともに、専門家のプッシュ型支援により、適切な助言や指導を実施し、加算取得をさらに促進します。
職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を、「Nは一と（長崎うれしかハート介護事業所）」として認定し、労働環境の改善を推進することで、離職率のさらなる低下を目指します。 ◇ハラスメント対策や、ノーリフティングケア（人力だけで抱え上げない介護）を推進します。 ◇経営者や管理者向けの研修開催などにより、介護人材の確保・定着を経営課題と捉え、積極的に取り組むことを促進します。
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇新人や中堅等、階層別できめ細やかな研修を開催し、経験や職階に応じた専門性を有する職員を育成します。 ◇職員等が介護福祉士実務者研修を受講する費用を貸与し、介護福祉士の取得を促進します。 ◇看護業務に不安のある、福祉施設で働く看護職員を対象に、研修を実施することで資質向上及び離職防止を図ります。

※ 介護福祉士実務者研修：介護に関する専門的な知識と実践的な技術を習得する研修で、介護福祉士の受験要件の一つ。

④ 介護現場におけるテクノロジーの導入

現状と課題

- 介護現場におけるテクノロジーの導入については、「重点分野3 持続可能な介護サービスの提供」（2）介護分野における生産性向上の推進 においても記載しています。
- さらなる生産年齢人口の減少により、担い手の確保が困難になる中で、介護ロボットや業務支援ソフト（ICT）などテクノロジーの導入による労働環境の改善は、介護の質を上げていくためにも、採用にあたって「選ばれる」介護事業所であるためにも必要不可欠です。
- 既に、全国の先進的な事業所では、見守り機器、介護記録の音声入力、配膳ロボット、入浴・移乗支援ロボットなどを一体的に導入することで、目に見えて職員の負荷が減り、働きやすい職場づくりに繋がるほか、介護の質が向上しています。
- 介護ロボット・ICTを導入している事業所は、2021（令和3）年度に41%で、2018（平成30）年度の16%から大きく増加し、テクノロジーの活用ニーズが高まっていますが、導入意向のない事業所も17%あります。

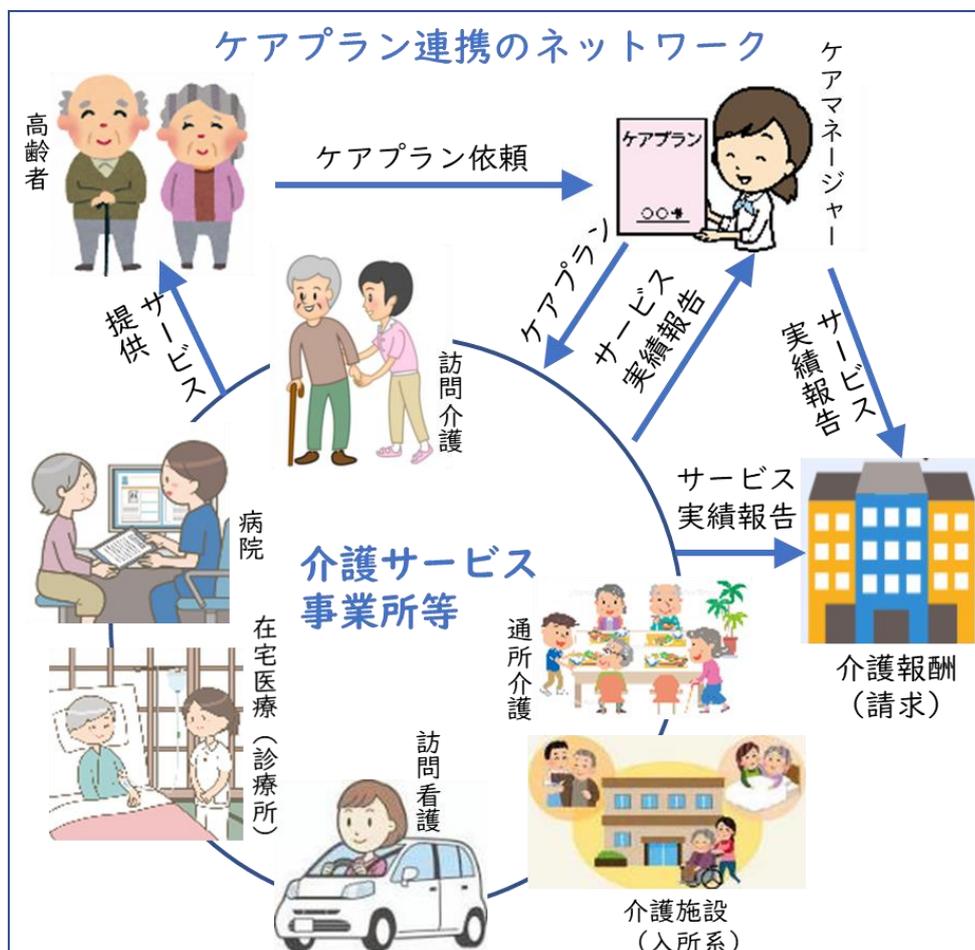


今後の取組

- 介護事業所における課題解決を図るため、ケアプラン連携、介護サービスの向上に役立つ介護テクノロジー機器の導入・活用を支援するほか、関係機関と連携した介護事業所の伴走型支援や、生産性向上の先進施設づくり、効果的に活用できる人材の育成などで、業務効率化による職員の負担軽減を図ります。

<具体的な取組>

- ・ 介護サービスの向上に役立つ介護ロボットや ICT などのテクノロジーの導入経費を補助します。
- ・ 県内で、先進テクノロジー施設を育成・展開し、生産性向上や処遇改善を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、介護施設の伴走型支援や相談対応等を実施し、業務効率化による職員の負担軽減を図ります。
- ・ 介護ロボット等に関するセミナーや機器展示会を開催し、先進事例や最先端の機器等の普及を促進します。
- ・ 介護現場におけるデジタル機器を活用するリーダーの育成や、介護施設内の研修開催を支援します。
- ・ ケアプランデータ連携システムの活用推進により、居宅介護支援事業所、介護事業所の文書作成、やり取りに要する負担軽減を図ります。



⑤ 地域の実情に応じた取組の推進

現状と課題

- 地域により、介護サービスの利用量、介護事業所や学校の立地、求職動向などの状況が異なり、各地域の実情に応じた取組を推進する必要があります。
- 県内 8 圏域に、事業所・市町・学校・ハローワーク等で構成する「介護人材確保対策連絡協議会」を設置し、各地域の課題に応じた取組を実施しています。

今後の取組

- 県内 8 圏域の「介護人材確保対策連絡協議会」が、介護の仕事の魅力発信イベント、職場環境改善のための研修等、各地域の実情に応じた施策を推進します。
- 各市町の介護人材確保に関する課題を把握し、それぞれの課題に応じた取組と連携します。
- 人材不足が深刻な離島地域において、介護職員初任者研修を実施する市町を支援し、地域内における専門人材の育成・確保を図ります。

<コラム> 介護職の魅力を実世代の担い手へ伝える「介護のしごと魅力伝道師」

介護のしごと魅力伝道師が、県内各地で介護の仕事の魅力を伝えています！

<介護のしごと魅力伝道師とは？>

- 自身の経験やエピソードをもとに、介護の仕事の魅力を発信する役割を担う若手介護職員です。県が約 50 人を認定し、県内各地域で活動しています。



主な活動

【主な活動内容】

- 小中学校や高等学校を訪問し、介護の仕事のやりがいや重要性を分かりやすく伝えるとともに、中高生の介護施設の見学時などに、介護の職業体験のサポートなどを行っています。
 - 令和 4 年度に講話を受けた生徒数：2,283 人
- 介護の仕事に関心がある求職者などへの講話も実施しています。
- 地域住民向けのイベント、県の広報誌・テレビ番組や、SNS のイメージアップコンテンツに出演するなど、介護の仕事の魅力発信の中心として活躍しています。

【活動の効果】

- 講話を受けた中高生の 2 割が「介護の仕事をやってみたいと思った」と回答しています。（「少し思った」との回答は含んでいません）

重点分野 10 地域包括ケアシステムの深化

地域課題や地域特性に応じた地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制）を地域ごとにマネジメントするとともに、市町支援に取り組みます。

取り巻く状況

- 国においては、団塊の世代が全て75歳以上になる2025（令和7）年を見据えて、入院医療を中心とする「効率的かつ質の高い医療提供の体制の構築」と在宅医療、介護の充実等を図る「地域包括ケアシステムの構築」を一体的に推進することで、ニーズに見合った切れ目のない医療・介護サービスの体制構築が全国で進められてきました。
- 2017（平成29）年に県が独自で策定した「長崎県版地域包括ケアシステム構築評価基準」（以下、「評価基準」という。）を活用し、各市町における構築状況を継続的に把握しながら、課題解決に向けた取組支援を行ってきた結果、県内全ての日常生活圏域において、地域包括ケアシステムが概ね構築されたとの評価につながりました。
- 今後、85歳以上人口及び高齢者単独世帯の増加に伴い、医療・介護のニーズを有する高齢者や認知症の人、生活支援や住まいの支援を要する世帯の増加が見込まれます。
- また、人口の動向や医療・介護資源の偏在など地域によって置かれている状況が異なるため、これまで以上に地域の特性に応じた対応が必要とされています。
- 県内で構築された地域包括ケアシステムを持続可能なものにするためには、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、住まい、医療、介護・介護予防、生活支援が包括的に確保できる体制を、住民とともに作りあげていくことが必要です。
- それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図るとともに、今後増加が見込まれる認知症の人等への支援・権利擁護を図るため、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの仕組みづくりは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し進められています。

(1) 地域包括ケアシステムの仕組みづくり

目指す姿

- 高齢者等が、地域の人たちと支え合い、生きがいを持ちながら人生の最後まで安心して暮らし続けられると実感できる。

本計画における目標	基準値	目標値
地域包括ケアシステムが充実したと判断される圏域数	—	62 圏域 (R8)
地域ケア会議において明らかとなった地域課題（提言内容）に対応している市町数	—	21 市町 (R8)

① 評価基準を活用した地域包括ケアシステムの充実

現状と課題

- 市町において、地域包括ケアシステムの基盤整備が行われてきましたが、今後は、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に対応できる地域づくりを目指して、地域包括ケアシステムの充実を図っていく必要があります。
- このため、地域包括ケアシステムの充実に向けた市町の一層の取組の推進を目的として、「住民の実感」などのアウトカムの視点を重視した、新たな評価基準を策定しました。
- 新たな評価基準の導入により、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組目標が明確化されることで、PDCA サイクル[※]に基づく市町の取組の推進が期待されます。
- また、地域包括ケアシステムを充実させていくためには、住民や関係団体等との協働が必要不可欠であるため、「我がまちの地域包括ケア」について住民等の理解を深めていく必要があります。

今後の取組

- 新たな評価基準による評価の結果や現地ヒアリング等により、市町の取組状況を継続的に把握しながら課題を共有し、必要な知識技術等を習得する機会を提供することにより、地域包括ケアシステムの充実に向けた市町の取組を支援します。

[※] PDCA サイクル：業務・プロセスなどを管理・改善する手法の一つ。計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返すことで継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。

- 地域包括ケアシステムの充実にに向けた地域の取組状況について公表し、住民の理解を深めることで、介護予防や生活支援など地域づくりへの住民の主体的な活動を促進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

地域包括ケアシステムの充実にに向けた新たな評価基準について

1 活用の方向性

- 市町の課題解決に向けた取組が見える化し、PDCAサイクルによる取組の改善の促進
- 関係団体等との評価基準の共有による連携強化の促進
- システムの推進状況の住民への周知

2 指標の内容

分野	項目例
A 医療	住民が利用する医療機関において、入退院支援が適切に実施されている
B 介護	介護人材の確保に向け、行政、介護サービス事業所、教育関係者等で連携した取組を実施している
C 保健・予防	ケアプランを作成する際に、自立支援の視点から目標を明確にし、地域ケア会議を活用したケアマネジメントができています
D 住まい・住まい方	適切な支援を実施するために、支援が必要な高齢者の生活環境や居住環境を把握できている
E 生活支援・見守り	多様な主体が関わる生活支援・見守り・ボランティア等の地域福祉活動が展開されている
F 認知症・権利擁護	認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症本人からの発信支援の取組を実施している
G 市町と関係者・団体のネットワーク（連携）	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を提言している
H 地域共生社会の実現と住民参画	高齢者・障害者・児童等、各制度単位の支援でなく、複雑化・複合化した課題に対応し、包括的な相談支援体制や他分野との連携による総合的な支援を重層的に実施している

② 地域包括支援センターの体制・機能強化

現状と課題

- 地域包括支援センターは、総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務の4事業に加え、地域において「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」などの取組と連携することで、地域の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的としています。
- 高齢化の進展や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する観点から、機能や体制の強化を図ることが必要です。
- 地域包括支援センターは、地域における多様なニーズへの対応や地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として重要な役割を担っている一方で、センター職員の業務負担が増加しており、特に総合相談・支援業務や介護予防ケアマネジメント業務の負担が課題となっています。

今後の取組

- 地域包括支援センター職員の専門性を活かした、総合相談・支援業務や権利擁護、介護予防ケアマネジメント業務の取組に必要な知識や技術等を習得する機会を提供します。
- 国において策定された評価指標を活用して個々の地域包括支援センターの業務の状況等を市町が把握、評価・点検しながら業務量に見合った人員体制を確保し、また保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置を含め、必要な体制を検討するよう助言します。
- ケアラー支援の観点から、複雑化・複合化した支援ニーズに対応した相談支援の強化について、市町が具体的な取組を進めるよう助言します。
- ICTの活用により、介護予防ケアマネジメントの質の向上と効率化を図ります。

③ 地域ケア会議の充実

現状と課題

- 地域ケア会議とは、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの普及、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。
- 地域ケア会議において、個別事例の検討を行い、地域課題を把握し、政策形成等に繋がる会議運営に向けて、他地域での課題解決のモデルになる取組の情報共有を図るなどの支援を行っています。
- 県内ほとんどの市町において、地域ケア会議で抽出した地域課題等を必要に応じて介護保険事業計画等の施策に反映する仕組みが構築されています。
- 今後さらに、地域ケア会議を充実させるためには、市町だけでなくリハビリテーション専門職等の専門職、民生児童委員をはじめとする地域の支援者などの会議参加者全員が、会議の目的や5つの機能（「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」）を理解し、共有することが必要です。

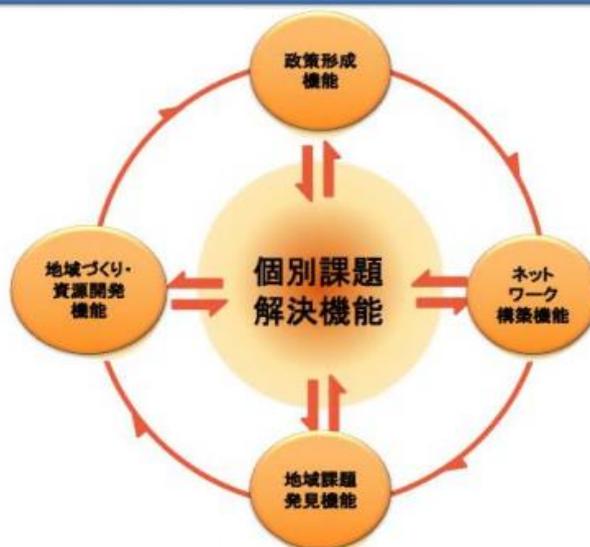
今後の取組

- 地域ケア会議が、個別ケースの支援内容の検討を通じた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援の場となるよう、専門職・他機関との協働により実施されることを推進します。
- リハビリテーション専門職等の関係団体と連携し、自立支援・介護予防等の観点

を踏まえた地域ケア個別会議への専門職の派遣体制を整備します。

- 市町が地域ケア会議において抽出された地域課題解決のための提言に対応していけるよう、引き続き、他地域での課題解決のモデルになる取組の情報共有を図るなどの支援を行います。

地域ケア会議の持つ機能



出典：「地域ケア会議運営マニュアル」（長寿社会開発センター）

（２）他分野との連携促進

目指す姿

- 地域住民の複雑化・複合化した課題や狭間の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

本計画における目標	基準値	目標値
重層的支援体制整備事業実施市町数	0市町 (R5)	5市町 (R8)

① 重層的支援体制整備事業

現状と課題

- 8050世帯[※]や介護と育児のダブルケアなど、地域住民の支援ニーズは複雑化・

※ 8050世帯：ひきこもりの長期化などにより本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立している世帯。

複合化しています。また、福祉サービスにつながらない制度の狭間にある課題や、福祉課題を抱えながら具体的な支援につながらないなど、社会的孤立の問題があります。

- 2020（令和2）年6月の社会福祉法の改正では、地域住民のこのような支援ニーズに対応する支援体制を構築するための市町の事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町における包括的な支援体制を整備していくことが課題です。

今後の取組

- 市町における包括的な支援体制の構築に向けて、先進事例の情報提供や市町間等の情報交換の場づくりなどにより、市町の取組を促進します。
- 既存の相談支援機関をサポートし、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、関係機関の役割分担や支援の方向性を定める取組を促進します。
- 会議や関係機関とのネットワークの中から得られた情報をもとに、潜在的な相談者を把握し、家庭訪問、同行支援等、本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う取組を促進します。
- 社会とのつながりを作るための支援や、利用者のニーズを踏まえて丁寧なマッチングやメニューの作成、本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う取組を促進します。

